

令和元年加美町議会第4回定例会会議録第2号

令和元年12月13日（金曜日）

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	木村哲夫君	18番	工藤清悦君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
危機管理室長	塩田雅史君
企画財政課長	熊谷和寿君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	三浦勝浩君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	佐々木 実 君
商工観光課長	岩崎 行輝 君
建設課長	長田 裕之 君
保健福祉課長	内海 悟 君
子育て支援室長	佐藤 法子 君
地域包括支援センター所長	千葉 桂子 君
上下水道課長	大場 利之 君
小野田支所長	岡崎 秀俊 君
宮崎支所長	猪股 繁 君
参事兼総務課長補佐	遠藤 伸一 君
教 育 長	早坂 家一 君
教育総務課長	二瓶 栄悦 君
生涯学習課長兼 スポーツ推進室長	上野 一典 君
農業委員会会長	三浦 泉 君
農業委員会事務局長	太田 浩二 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武田 守義 君
参 事 兼 次 長	内海 茂 君
主幹兼総務係長	内出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後藤 崇史 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第111号 加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について
- 第 4 議案第112号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 第 5 議案第 1 1 3 号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 1 1 4 号 加美町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1 1 5 号 加美町職員ゝの給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 1 1 6 号 成年被後見人等ゝの権利ゝの制限に係る措置ゝの適正化等ゝを図るための関係法律ゝの整備に関する法律ゝの施行に伴う関係条例ゝの整備に関する条例ゝの制定について
- 第 9 議案第 1 1 7 号 加美町税条例ゝの一部改正について
- 第 10 議案第 1 1 8 号 加美町国民健康保険税条例ゝの一部改正について
- 第 11 議案第 1 1 9 号 加美町中新田 B & G 海洋センター条例ゝの一部改正について
- 第 12 議案第 1 2 0 号 公ゝの施設ゝの指定管理者ゝの指定について (加美町中新田 B & G 海洋センター)
- 第 13 議案第 1 2 1 号 公ゝの施設ゝの指定管理者ゝの指定について (加美町障害者自立支援センター)
- 第 14 議案第 1 2 2 号 公ゝの施設ゝの指定管理者ゝの指定について (加美町土づくりセンター他)
- 第 15 議案第 1 2 3 号 令和元年度加美町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 16 議案第 1 2 4 号 令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 17 議案第 1 2 5 号 令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 18 議案第 1 2 6 号 令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 19 議案第 1 2 7 号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20 議案第 1 2 8 号 令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 議案第 1 2 9 号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 議案第 1 3 0 号 令和元年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 23 議案第 3 号 「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書について

第 2 4 議員派遣の件について

第 2 5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで

午前10時00分 開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、保健福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） おはようございます。

保健福祉課長でございます。

先日、一條議員の一般質問の中で、福祉避難所についてご質問いただきました。回答させていただいたんですけれども、一部補足させていただきたいと思います。

一條議員からの質問に対しまして、福祉避難所の役割ですとか、現在の災害備品等について説明させていただきました。その際、ベッドですとか、車椅子、担架、ポータブルトイレ、こういったものも配備していますよというお話をしたわけなんですけれども、これらにつきまして、あくまで簡易的なものということで、議員からご指摘のありました重度障害者の方の避難を想定した場合、やはりその設備ですとか、器具、機材、人員体制、こういった部分でやはり十分とはいえないというような状況でございます。また、障がいの種類ですとか、状況、こういったものによりまして必要とされる物資ですとか、マンパワー、こういったものはさまざまになってきます。こういうことで、町の施設で受け入れ可能な範囲というのは大分限られてくるということになります。特に、医療的なケアが必要な方の場合、やはり医療機関での対応ということが主になってくるだろうというふうに思われます。

町では、町内の2つの社会福祉法人との間で、災害時における要援護者の受け入れ等の協力に関する協定というものを結んでおります。その中で、大規模自然災害等が発生した際には、介護が必要な高齢者あるいは障がい者の一時受け入れに協力いただくということになっております。また、町の障害者自立支援施設ありますけれども、こちらのほうについても災害発生した場合、指定管理者との間で要援護者の受け入れについて協議するというふうにもなっております。それで、これらの団体と連携しながら対応していくことになろうかというふうに思います。さらに、町内のグループホームですとか、介護施設の事業者さんから、災害時に支援が必要な方がいたら受け入れてもいいよですとか、地域貢献しますよというような声もいただいておりますので、今後はそういった方々とも連携しながら、地域全体で支えてい

く体制というものについて考えていくことも重要になってくるというふうに考えております。
以上、補足させていただきます。説明不足で申しわけありませんでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、前回に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは通告4番、16番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 米木正二君 登壇〕

○16番（米木正二君） 皆さん、おはようございます。

12月定例議会2日目、一般質問のトップを務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私の今回の質問は、台風19号における災害対応についての課題と教訓についてであります。

まず初めに、このたびの台風19号やその後の大雨によりまして亡くなられた方々、被災された方々に対し、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、質問をいたします。

台風19号は、記録的な大雨により各地に甚大な被害をもたらしました。宮城、福島、岩手の東北3県で52の方が亡くなられ、2の方が行方不明になっております。

国土交通省によりますと、宮城県で19河川37カ所の堤防が決壊し、広い範囲で浸水しました。

本町では、人的な被害はなかったものの、住宅の床上浸水、床下浸水、農地等や河川公園の冠水、道路等の被害も発生しました。また、大雨特別警報の発令に伴い17カ所の避難所が開設され、3地区で294名の方が避難しました。

今回の台風19号の対応を通して、有効であった対応・方法、できなかったこと、反省点、今後の課題、教訓とすべき事項は何だったのか伺いたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

改めて、米木議員におかれましては、このたび全国議長会から表彰を受けたということでございます。心から敬意を表し、そしてお祝い申し上げたいと思っております。

では、米木議員の台風19号における被害対応についての課題、教訓についてというご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

一條議員、伊藤議員にもお答えしたように、台風19号の被害、県内甚大な被害がございました。本町におきましても、16億円を超える被害が発生いたしました。そういった中で、加美町がどういった対応をしたのか、時系列的に申し上げますと、まず12日午後1時に高齢者等避難準備開始を発令し、町内5カ所に避難所を開設いたしました。同日午後7時には大雨による土砂災害、河川洪水の危険性が高くなったことから町内全域に避難勧告を発令し、避難所を12カ所追加し、17カ所開設いたしました。さらに、13日午前0時30分、気象庁より大雨特別警報が県全域に発令されたことから、町としては初めて町内全域に避難指示を発令し、人命最優先の災害対策を行ったところでございます。

さて、ご質問にありました、有効であった対応・方法でございますが、前日の11日に区長会がございまして、出席の全区長さんに対しまして、台風の状況と町が12日に予定している避難所の開設、開設時間について事前にご説明できたことは大変有効であったというふうに感じております。この時点で、災害対応について質問を受けたり、また町側から要請、要配慮者への対応についてもお願いをしましたので、こういった点での情報の共有がなされたというふうに考えております。

2つ目に、できなかったこと、反省点でございますが、災害対策本部にかかわる部長、副部長を招集し、対応と課題について検討を行いました。その中でさまざまな課題等についても出てまいりました。特に、避難所の運営についての意見が主なものでありました。今後こういった、出てきた課題をしっかりと改善をし、災害に備えてまいりたいというふうに思っております。また、住民への周知に関しましては、広報車の広報がなかなか聞こえづらかったというふうな意見も寄せられておりますので、広報の仕方についても改善が必要だろうというふうに考えております。

また、ある住民の方からは、避難所が午後7時に開設されたけれども、午後1時の早い時点での開設を全ての避難所ですべきでなかったかと。自分たちの地域では午後1時に避難所が開設されなかったもので、見捨てられたような気持ちを感じたというふうな町民の方もいらっ

しゃいました。今後は、災害の規模を見定めて、必要な数の避難所が同時に開設できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の今後の課題、教訓とすべき事項でありますけれども、今申し上げたような住民への周知方法、それから災害の種類によりまして開設避難所の見直しといったものが必要だろうというふうに感じておりますので、検討してまいりたいと思っております。また、避難勧告、避難指示の発令時間についても、タイムライン等を活用し、適時発令できるように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。また、このタイムラインでありますけれども、町のタイムラインを活用するということはもちろんであります、やはり各行政区にあります防災組織、こういった防災組織におきましてもタイムラインを作成し、タイムラインに従って判断し、行動していただくという、まさに共助の部分、ここを強化していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、町としても、一気に全域できませんけれども、計画的に各防災組織でのタイムラインの作成、そしてそれに基づく判断、行動、こういったことの研修会なども行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対してお答えをさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） ただいま町長から答弁がありました。ちょっと書きとめたわけでありますけれども、有効であった対応・方法として、ちょうど台風の前日に区長会があって避難所の開設や時間について説明ができたということ、それから要配慮者の対応についてもそのときお願いしたということでありまして、非常にタイムリーだったなというふうに思います。こうしたことはなかなかこれからはないわけでありまして、やっぱり常日ごろから区長の方々との連携、情報の共有というものが非常に大事だというふうに思いますし、啓発、啓蒙ということも非常に大事だろうということで考えておりますので、その辺もよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、できなかったこと、反省点というようなことと課題、教訓ということでは、避難所の運営と災害の種類によって指定避難所の見直しをやっていくということだろうというふうに思います。

それから、町民への周知の方法、これも改善の余地があるというような、そうした答弁だったというふうに思います。

そうしたことで、これからちょっと多岐にわたり伺いたいというふうに思います。

まず、避難所でありますけれども、最終的に17カ所開設したということでありますけれども、

一昨日の一條議員また伊藤由子議員の一般質問でも触れていたというふうに思いますけれども、対策本部の決定から開設まで1時間を要してしまったということでありました。おくれた要因は何だったのか、これからの運営においてどのような改善を図っていくのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長でございます。

今回の避難所の開設が少し遅くなってしまったという理由でございますが、当初5カ所準備をしまして、災害対策本部会議を開いた時点で次にふやす箇所を決めました。当初の指示では、6時に開くようにということで指示ございましたが、人員の移動の問題、あとは確実に開設できるちょっと鍵等の解錠等の問題がございましたので、7時ということで活動をさせていただきました。7時には確実に開設できたんですけれども、やはり体育館等の解錠にちょっと時間がかかりまして、ぎりぎり7時に間に合ったというような状況でございます。

改善の方法としましては、もう今取り組んでおるんでございますが、まず学校等の体育館の合鍵を全部複製しまして、危機管理室のほうで一括管理をするという方向で今準備を進めております。あと、警備保障会社のカードキーのほうも全て複製をつくっていただいて準備する予定でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 風水害の対策は時間との勝負だというふうに思います。今回の反省点を生かして、いち早く万全の体制で避難所が開設されるように、これからの運営に頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、福祉避難所でありますけれども、先ほど福祉課長からも答弁というか、回答がありました。私も当日夜の8時過ぎに公民館のほうと、それから中新田地区の福祉センターのほうに状況を見に行きました。そうしたところ、福祉センターでは十数名の方々が既にもう避難されておりました。その中にやっぱり体の不自由な方もおりましたし、雨足の強い中避難所に来られる方もおりました。そうしたことで感じたこととしては、簡易ベッドが果たして十分に足りているのかなと。それから車椅子も十分に足りているのかなというふうな心配もしたわけでありまして、その辺十分にそうした備品は備わっているということによるんでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（千葉桂子君） 地域包括支援センター所長でございます。

ベッドとか車椅子の十分な配備ができていくかというご質問でございますけれども、町のほうで福祉避難所に用意している簡易ベッドは2台ございまして、それで今回の台風で避難してこられた方19人中、障がい者の方、高齢者の方含めましてベッドを必要とするような方が5名ほどおられました。それで、足りない分についてなんですけれども、中新田福祉センターの中に社会福祉協議会のデイサービスセンターを有しておりますので、そちらのデイサービスのほうで日ごろ使っております簡易ベッドをお借りして対応したということで、今回は十分に配備できたという形ではあったんですけれども、今後災害の規模ですとか、そういったものによって収容人数がふえるということも含めまして、町での備品としてベッドの配備というのは今後考えていかなくちゃいけないことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 福祉避難所、中新田地区、小野田地区、宮崎地区3カ所あるわけでありましてけれども、そうした状況を考えれば、やはり今回も簡易ベッドがちょっと足りなかったというような状況のようでありますから、やっぱり十分に足りるような備品の用意というか、準備をしていただくような、そうしたことも考えていってほしいなというふうに思います。

次に、要配慮者への対応ということでもありますけれども、災害弱者の避難を支援するために2014年から避難行動型支援者名簿の作成が自治体に義務づけられたということでもありますけれども、障がいや要介護などを知られる不安から本人の同意が得られなくて、多くの名簿が自治会とかいろんな団体に提供されていないという、そうした問題が全国で起きております。本町での現状はどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

避難行動要支援者登録事業というのを町のほうでも推進しております。平成26年から町のほうでは行っておるんですが、現在1,025名の方が登録していただいております。町のほうで情報を台帳等整備して、行政区長さん、あとは民生委員さん、あと関係機関としまして加美警察署と加美消防署、加美西部分署の関係機関のほうに個人票のほうをお渡ししております。とても大事な情報が載っております。連絡先等は通常でございますが、避難支援するときの留意点というところがありまして、特別寝たきりとかというよりも、障がいのある方で家族の言うことしか聞かないとか、あとは近所のどなたかのお話しか聞かないとかという詳細

な情報もありますので、避難を進める際にそのような情報も必要になりますので、区長さん等にはこの辺細かいところまで留意していただくようにお話ししてあります。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 現在1,025名登録されておられるということでありまして、本人同意もされていない方もたしか何人かおられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺やっぱり東日本大震災のときはそれが非常に個人情報保護の観点から非常に弊害になったということで、実行性が伴わなかったという、そうしたことがありました。そうしたことで、我が町は情報が提供されているということで、それはいいんでありますけれども、その情報の名簿の管理についてどのようにされているのか伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

行政区長さんにお渡ししている分に関しましては、年度ごとに全て回収をしてシュレッダーにかけて廃棄処分しております。当該年度の新しいものをまた区長会のお渡しするという形にしております。消防署、警察署に関しましても、差しかえた場合に全て回収してシュレッダーのほうにかけております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） そのような管理をされているってことでまあ安心をしました。これからも名簿の管理は慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それで、次にですけれども、避難場所の課題ということで、先ほどの答弁で避難所の運営と災害の種類によって見直しが必要だというようなことがありました。そういったことで質問をしたいと思いますが、避難所でありまして、町内には指定避難場所たくさんありますけれども、例えば、町内の小中学校や公民館などが指定されております。今回もこれらの避難場所が利用されたところでありまして、しかし、中新田地区に関して言わせていただくと、中新田小学校あるいは中新田高校、さわぐら公園が今回も指定避難場所になったわけでありまして、あそこは鳴瀬川の堤防のすぐ近くであります。万が一のことがありますと、川のすぐそばと堤防のすぐそばということで水害時の避難場所としては私は適切ではないというふうに思います。そうしたことで、災害の種類によってやっぱり避難場所を指定するということが必要ではないかなというふうに思います。震災のときはここ、

風水害のときはここというような、そうした指定をしていくということが大事だというふう
に思いますけれども、その辺の考え方について伺います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

現在、1,000分の1の確率、千年に一度の災害に、水害に対しての防災マップを今見直しし
ている状況でございます。そちらの千年に一度の被害になりますと、旧中新田地区が浸水す
る地域になっておりますので中新田小学校、中新田高校、さわぐら公園、あとは中新田中
学校、あとは中新田の公民館とか体育館の周りも浸水するという状況になっております。体
育館に、もし中新田の体育館等に避難した場合でも駐車場等が全部水浸しになって陸の孤島
となってしまいますので、今回の見直しで広原地区に避難する、あとは小野田地区、宮崎地
区が安全でございますが、ただ水害のときには田川橋を渡っていかなければならないので、
レベル3、高齢者等避難開始の時点では宮崎、小野田のほうで、レベル4になった場合には
広原のほうにということで避難所のほうを検討してまいります。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 避難には垂直避難と平行避難とあるということになりますけれども、高
いところに、家庭で水害が起きたときは2階に逃げるとか、あとは高い建物に逃げるとかど
いうのが垂直、あと平行ということは距離を移動して避難するということでありませけれど
も、やっぱり早急にそうした災害の種類ごとの避難所ということでやっぱり町民に早く周知
をするような、そうした働きかけも大事なのかなというふうに思いますけれども、これはい
つごろまでにまとまりますか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 見直しのほうが今年度の3月まで作成しますので、でき上がり
ますので、その後各行政区において、最初は各戸配付になりますので区長さんのほうにご説
明を差し上げて配付のほうをする予定でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） ぜひ早くその辺も考えをまとめていただいて、町民に周知をしていただ
きたいというふうに思います。

次に、町民の周知の方法ということでありませけれども、さまざまな反省点がありました。

私が考えるのは、町民に必要なのは災害時の具体的な情報だというふうに思います。例えば、一部道路が走行ができませんとか、どこの河川のどこの場所が越水をしているとか、それから最寄りの避難所はどこどこですという、本当にそのときのリアルな情報を町民に知らせる必要があるというふうに思います。それに基づいて、町民の皆さんは避難経路を考えることができるというふうに思いますし、より速やかに避難することができます。メールはどこにいても受信できますから、例えば、市外に通勤されている方が帰宅方法を考えるとか、家族の方と連絡をとることができるというふうに思います。本町ではホームページを開設をしていて、対策本部の決定事項を掲載しているということでありますけれども、そうしたメールも非常に有効であるというふうに思うわけでありますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

現在町のほうでは、ホームページのほうに災害サイトを設けまして避難情報、あと避難所の情報、道路の通行どめ等をホームページのほうに掲載いたしました。現在は県道柳沢中新田線の通行規制、あとは罹災証明の交付、あとは施設の休止等の情報を公開しております。ただ、こちら、ホームページのほうにアクセスしていただくという形になってしまいますので、できればプッシュ型でメール等でお知らせするのが非常に有効かと思えます。大崎市の例でございますが、ヤフーの株式会社と協定を締結しまして、防災アプリから町の情報等を配信するような機能もあるようですので、そちらの方も検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 防災に関係しているいろんな私も情報を見ているわけでありますけれども、例えば、防災アプリによる情報の発信という、これに取り組んでいるところもあります。災害時に最寄りの避難所などを確認することができるということと、スマートフォン用の防災アプリの無料配信というようなことで、今いろんな自治体が行っているということでもあります。そうしたことで、本町でもその取り組みをやっぴり考える必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、室長から答弁があったように、いろんなアプリ、配信方法、今検討しておりますので、ぜひそういったことにも取り組んでいきたいと思っておりますし、また、

私冒頭に申し上げたように、やはり加美町、非常に範囲が広いわけでございます。それぞれの地域によって、例えば、同じレベル3になったとしても状況全く違うわけでございます。ですから、それぞれの自主防災組織ごと、あるいは、いずれは今、旭で取り組んでいるような地域運営組織、いわゆる小学校区単位ごと、こういったところでの共助というものが非常に私は重要になってくると思っておりますから、その地域地域でしっかりとテレビからの情報、町から発信される情報、そういったことを勘案して、みずからのタイムラインに沿って判断をして行動する、こういったことをしっかりとやっていかなければ、町だけが幾ら情報を発信しても適切な避難行動には恐らくはつながらないだろうというふうに思っていますので、両面作戦でこれは取り組んでいく必要があると思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） まさに町長のおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、防災はそういった施設整備が一段落すれば終わるものではないというふうに思っています、行政だけがその任を負っているものではないということも十分に承知しております。いわば行政と住民と地域コミュニティの協働が成立することによって初めて防災がなし得るというふうにも思いますので、そのメールの関係も、確かに加美町は広範囲だということも十分にわかりますけれども、研究をして活用の方法を探っていただければというふうに思います。

次に、町民に対する情報の発信という点でもう一つ指摘したいことがございます。広報でございます。広報車でありますけれども、今回消防団の消防車が避難の呼びかけのために町内を回りました。本当に消防団の方々には本当に頭の下がる思いでありますけれども、そのとき、やはり移動しながら広報したということ、それから雨の音にかき消されていて何を言っているのか聞き取れなかったという意見をたくさん私もいただきました。そうしたことで、改善の工夫の余地があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺について伺います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長でございます。

広報の方法についてでございます。消防団の消防車両を使って広報させていただきました。移動しながら、それも雨、風の強い中広報したわけでございますが、なかなか聞き取りにくかったというご意見もいただいております。

すぐにできることとしましては、消防団のほうにお願いをして、一旦とまって広報するなり、

あとは速度をもう少し遅くしていただくなりがすぐできることかなと考えております。防災無線等も新聞によりますと聞き取りづらかったというのもありますので、雨のときには外部のスピーカーは余役に立たないのかなと思っております。

先ほどの防災アプリのお話でございますが、機能によっては戸別受信機に対応できるものもあるようでございますので、そちらのほうを少し研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） やっぱり広報については、回る際の速度あるいは音量など工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、今戸別受信機という話が出ました。戸別受信機、消防庁では1万台配付をするというように記事に載っておりました。戸別受信機は屋内に設置するために確実に情報を伝えられるということでもありますけれども、消防庁、恐らく各自治体に配付するんだらうというふうに思いますけれども、その辺の情報は入っているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 私も新聞の記事のほうで確認はさせていただいておりますが、まだ文書等での照会等はございません。ただ、消防庁のほうで整備するものは、もしかすると防災無線の同報系の無線に対応した戸別受信機の可能性のほうが高いですので、加美町の防災無線ではちょっとなかなか対応できないのかなと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、ダムも事前放流あるいは放流をしたというふうに思いますけれども、ダムの放流の際のサイレンもほとんど聞こえなかったということの指摘もあります。雨足が強いと屋内ではまず聞こえないということがほとんどだらうというふうに思いますけれども、その辺、県に対しても何かそれらの改善、放流を知らせる何かの手段、手だてというものをやっぱり要望すべきではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

臨時議会的时候にも味上議員のほうからご指摘がありまして、漆沢ダムのほうに打ち合わせに行っております。そのときに確認した時点では、漆沢ダムで20時52分に放流しますという

放送とサイレンのほうを吹鳴しております。時系列でどんどんどん下流に下がりました、下新田地区で21時24分にメッセージとサイレンが鳴らされております。

漆沢ダムのほうで確認したところ、放流の状況等は、あちらの言い分なんですが、パソコンで、県のシステムで確認できるため、町のほうには少ないファクス等の連絡しかしなかったということでした。ちょっとそれでは、放流される前にこちらとしては情報が欲しいということでお伝えして、今後はお互い、こちらからもお電話しますし、向こうからも連絡をいただけるように調整をしております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） パソコンで発信しているからいいということではいかがなものかなというふうに思います。もう少し多くの住民の方々に知らせる手だてというか、そういった方法も私は模索をしてやっていくべきだろうというふうに思いますので、県のほうには引き続き、こうしたこともやっぱり要望していただきたいというふうに思います。町長、よろしく願います。

それから、土のうがありますけれども、水害の被害を軽減するために必要なものでありますけれども、町として土のうのストックの状況はどうなっているのか伺います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

土のうのストックでございますが、今回の夏の防災訓練のときに住民の皆さんに土のう作製の訓練、体験をしていただきました。そのときにつくった土のうと、あとこちら危機管理室のほうでつくった土のうで現在200袋、町の西側の駐車場のほうに準備してあります。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 土のう200袋、町の西側の駐車場にストックしているということでありましてけれども、私は防災倉庫にもやっぱりストックしておくべきではないのかなというふうに思います。防災倉庫、加美町内で幾つありますか。その防災倉庫にやっぱり常時ストックをしておいて、やっぱり近隣の住民の方々がすぐに使えるような、そうしたシステムも必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

土のうのストックにつきましては、現在は役場の西側に200袋ございますが、小野田支所のほうでも台風19号のときには100袋準備してありました。

あと千葉県の市川市では、土のうの無料の配布場所というのを市内に用意してありまして、そういうのも参考にさせていただいて、今計画している段階では、鳴瀬公民館の付近に、水害の多い地域が鳴瀬のほうが多いですので、そちらのほうに土のうを準備する計画を立てております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 防災倉庫の話をしていただきました。私の知っている限りでは、中新田地区ですと営林署の跡地のところに防災倉庫があります。しかしながら、防災倉庫、加美町に十分に足りているというふうには思っていません。数が不足しているんじゃないかなというふうに思います。

それから、やはり、例えば、営林署の跡地に防災倉庫があるわけですがけれども、水害のときに果たして防災倉庫が役に立つのかなというふうに憂慮しているところもあります。その辺の防災倉庫の位置についてもやっぱり見直しをして検討すべきではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

防災倉庫につきましては、小野田地区の商工会のある場所にまず1カ所ございます。中新田地区はシルバー人材センターの場所に1カ所ございます。ブルーシートとかかっぱのほうは小野田地区の防災倉庫のほうに収納してありまして、中新田地区の防災倉庫のほうには毛布、非常食と段ボールベッド、あと段ボール製の仕切りというか、パーティションというか、仕切りのようなものを備蓄しております。

今回の17カ所避難所を開設した時点で、毛布、あとは備蓄食糧、全部避難所のほうに運びまして、全て空っぽになったような状況でございます。全てまだそのまま手つかずで戻ってきたんですが、毛布等のほうは少し足りなくて、猪股ふとん店さんのほうから100枚お借りしたというのと、あと宮崎の中学校のほうから50枚お借りしたという事実もございますので、毛布のほうはもう少し備蓄をしなければならないなと考えております。食糧に関しましては、まずその日に必要なものは用意するんですが、その後は何日分というまでちょっと準備できておりませんので、そちらのほうは計画を立てて必要な数量を備蓄していく予定でございます。

す。段ボールのベッド、先ほど福祉避難所の簡易ベッド等、今回の避難所開設に関しましては十分に間に合ったものと考えております。ただ、長期間になった場合には食糧のほうは少し足りなくなります。

以上です。（「防災倉庫の数」の声あり）数。すみません。数に関しましては、大きなものがその2カ所でございます。昨年、小学校、中学校のほうにプレハブ製でございますが防災倉庫のほう7つ整備しております。現在のところそのような状況になっておりまして、こちらとしましては足りているものと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 十分に足りているということでありますけれども、私はやっぱり足りていないんじゃないかなというふうに思います。やっぱり旧町域に1つではなくて、やっぱり3つか4つぐらいの行政区単位に防災倉庫というものを私は持つべきだなというふうに思いますけれども、その辺のこれからの課題として、そういった防災倉庫の整備についてはどのように町として考えておられるのか、これは町長、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町としても限りある財源の中でこの災害対策というものを講じてまいらなければなりませんから、全て町が整えるということは、これは困難だろうというふうに思っております。

防災倉庫につきましても、2つ、3つの行政区単位というよりは、先ほど申し上げたように、これからのまちづくりの中で地域運営組織、ここが防災も担っていただく組織にしていかなければならないだろうと思っています。自分たちの地域は自分たちで守ると、地域の中の課題は自分たちで解決していくというこの組織です。ですからそういった枠組みの中で考えていくべきなんだろうというふうに思っています。

また、備蓄の食糧なども、今いろいろなイオンさん等々との協定結んでおりますから、やっぱりそういったところも十分に活用して、最低限町として準備しなきゃいけないものは準備をする。長期間にわたる場合には当然そういった協定を結んでいる事業者さんからのご協力いただくというふうなことを含めて、これは取り組んでいく必要があるだろうと。

それから、先ほどにさかのぼりますけれども、簡易ベッドの配備などについても、例えば、あそこはデイサービスがございまして、かなりベッド数持っているわけですから、そういった場合にはあそこの福祉センターのみならず、やはり社協さんとの連携をうまくとりまして、

既存の施設を、社協のみならず、町内にさまざまな高齢者施設ありますから、こういったところとの連携をやはり密にしていって、そういった施設を活用していくということ、こういったことが大事だと思っておりますので、さらに民間の事業者さんとの連携もさまざまな面で深めていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） わかりました。

次にですけれども、11月14日に宮城県防災指導員の養成講習会がありました。私もですけれども、あと木村議員も2人ちょうど受講してきました。9時から夕方5時までということで、非常に長い時間ではありましたが、その時間を忘れるくらい非常に充実した内容であったというふうに思っております。その中で自主防災組織間の連携ということがありました。今の防災組織でありますけれども、その地区ごとの防災組織になっていきますけれども、やっぱりその地域ごとの連携をしていくというふうなことで、市町村レベルの自主防災組織の連絡協議会を設けている自治体が全国で427市町村であるということでもあります。これらもやっぱり非常に有効であるというふうに思いますけれども、そうした連絡協議会の立ち上げということに関して、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

連絡協議会につきまして、昨年、旧中新田地区の行政区の区長さん、自主防災組織の代表の方、区長さんになるんですが、その方たちと、あと民生委員の方とかがご出席いただいて中新田高校の避難所の見学と中新田中学校、中新田小学校の避難所の見学というか、まず鍵のあけ方とか、そういうのから一応研修したこともありました。非常に有効だったので、今後中新田地区にとどまらず、町全体で連絡協議会が協議会として研修等できるように、タイムラインの話もございますので、そういう研修のほうを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） やっぱり連絡協議会を組織することによって自主防災組織間における情報とか人的交流や防災まちづくりの協働の実施、それから有効な関係を築くことができるというようなことで、非常に私は有意義だなというふうに思いますので、ぜひ中新田地区だけではなくて、宮崎、小野田地区にもそうした協議会を立ち上げていただいて、町民の防災意

識の高揚にも努めていただきたいというふうに要望をするものでございます。ぜひ、設置をしていただきたいというふうに思います。

次に、ハード面というようなことで質問をいたします。

総合的な治水対策や防災対策においては、例えば、堤防とか、ダムとか、河川の整備といったハード対策も重要であるというふうに思っております。私はこれまで何度も河川の改修について質問をしてきましたけれども、その都度、県に河川整備計画の見直しを要望しているというお話で終わっています。大雨が降りますと冠水する場所はいつも同じであります、そこに住んでいる住民の方の気持ちを考えますと、本当にいたたまれない思いでいっぱいあります。以前は、災害は忘れたころにやってくるというふうに言われましたけれども、現在では地球温暖化の影響で台風は強大化しております、毎年災害が起きています。そうした状況が続く中で、一体いつまで河川整備を待たなければならないのかというふうに私は思っております。

そこで、伺いますけれども、11月24日に平柳、雑式ノ目、それから下狼塚の区長だったかな、あと大崎市の矢目の区長と高橋県議と建設課の職員の方々が北部事務所に要望に行ったということでもありますけれども、その内容については前の一般質問の中でもちょっとお話があったわけでもありますけれども、その内容についてと県の手ごたえというか、県の意気込みというか、そういったことはどうだったのか再度伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。

今の議員さんのご質問ですけれども、実を言いますと、11月21日に、先ほど出ましたけれども、雑式ノ目、平柳、下狼塚、それから古川の矢目の4区長と、それから建設課の職員と、それから高橋県議と合わせて北部土木事務所のほうに要望をさせてもらっております。おとといの一條議員さんのところでもご回答させていただいておりますけれども、まず、先ほど議員さんから出ましたけれども、やはり、何ていうんですか、中新田地区の浸水被害というのは必ず同じようなところで、小さい中小河川の越水あるいは堤防の決壊で、どうしても今回要望した地区での浸水が多いということがずっと繰り返されております。行かれた区長さんたちももう毎回のことで、それで何とかして解消してほしいということの強い思いで要望会に臨みました。区長さん方も前回、平成27年度のときも同じような形で、あのときは何か矢目の区長さんは入っていなかったらしいんですけれども、同じような形で3区長として要望をさせてもらっております。

多田川の改修、多田川だけじゃないんですけれども、多田川水系というんですか、多田川、名蓋川、境堀川の改修計画については、おとといの一條議員さんのご質問でもご回答させてもらったとおりに、今現在大崎市の大江川の河川改修をやっていると。その改修が令和2年度に終了する予定だということで、その後に多田川の改修から、下流側からなんですけれども、下流側から多田川の改修に着手すると。その多田川の改修が終わった後に順次名蓋川、それから境堀川ということで改修を進めていくというようなお話は伺っております。今現在の改修の計画は平成13年度に改修計画をつくっておりますけれども、今の最終年度が令和13年度にというお話は伺っております。今の計画上で令和13年度まで粛々と改修を進めていくというような内容でございました。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 多田川、名蓋川、境堀川の改修の要望をされたということでありますけれども、大江川、恐らく塚目からちょっと行ったところ、今工事しているところ、あれが大江川だと思いますけれども、あそこの改修後に多田川というような話だというふうに思いますけれども、やっぱりこれまでも町長も何度も県に出向いて要望されてきたというふうに思いますけれども、なかなか上流側というのはなかなか遅くなると。やっぱり改修というのは下流側から整備をするというのが基本だろうというふうに思いますけれども、やっぱり上流の首長として政治力を発揮していただいて、何とか予算を獲得して、早く整備をしてもらうような、そうした強いリーダーシップをとっていただきたいというふうに思いますけれども、町長、どうでしょう。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も事あるごとに北部土木事務所の所長を訪ね、これだけでは不十分ですから、当然所長から土木部長に上げてはもらっておりますが、直接土木部長のほうにもお伺いし、次長、河川課長、そういったところにもお伺いをしているところでございます。なかなか県も限られた予算の中での事業の推進でございますので、なかなか計画どおり進んでこなかったということは否めないと思っております。

それと、平成24年、それから平成29年と豪雨、水害があったわけでありましてけれども、この時点ではまだ県としても、我々の要望に対する回答書などにも二十年に一度の大雨だというふうな、そういった認識だったわけでありましてけれども、やはりここに来て、米木議員がおっしゃったように、これもう毎年のように発生する可能性のあるものであると、自然災害で

あるというふうな認識に今立っておりますので、私が接触している感触としては、これまで以上に県としても本腰を入れて取り組むだろうなというふうな姿勢は見てとれております。

私もこれまでも鳴瀬川の支障木の撤去などお願いをしてやっていたいただきましたし、今回も、これは直接19号と関係したわけではありませんけれども、田川の堆積土砂、これのしゅんせつについても台風19号発生前に既にお願いをして、これも予算化していただいておりますし、それから今回、カヌー場のことについても、県のほうでもなかなか災害対策での予算は使えないということありましたけれども、県単独の予算で、全てはなかなか撤去できないようではありますが、40メートル、これはまあ確保するというふうなこともお約束していただいておりますし、今後も県のほうに直接お伺いをして、なかなか下流部をせずに上流部からというのはなかなかこれは難しいんだろーと思いますけれども、下流部の改修をできるだけ早く実施していただいて、早目にこの上流部にも手をつけていただきたいということは今後とも要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、中小河川というように、名蓋川、あそこも非常に狭隘、高川から北のほう、非常に狭隘であります。いつも越水するところが決まっているというような状況でありますけれども、新聞報道によりますと、台風19号豪雨で堤防が決壊した宮城・福島両県が管理する40河川のうち、約6割に当たる20河川の堤防決壊箇所周辺に浸水想定区域が設定されていなかったということでありまして、それに名蓋川が入っておりました。これは県の管轄だろうというふうに思いますけれども、その辺やっぱり想定区域が設定されていなかったということは非常に問題であるというふうに思いますけれども、その辺もあわせて県のほうに強く要望していただきたいというふうに思います。

それから、堤防決壊の未然防止を目的とした県管理河川の全ての堤防の緊急点検を平成27年度と平成28年度に実施したということでもありますけれども、加美町に關係する河川の点検結果、この情報は入っていますか。

○議長（工藤清悦君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。

今のご質問ですけれども、宮城県では平成27年9月の関東・東北豪雨に伴いまして、災害に強い川づくり緊急対策事業アクションプランというものを作成しまして、その中の対応として、堤防決壊の未然防止を目的とした県管理河川全ての堤防の緊急点検を平成27年度から平

成28年度2カ年で実施しますということをうたっております。それに伴いまして、加美町にかかります鳴瀬川、田川、それから名蓋川、多田川、境堀川、全ての河川の堤防の点検を行うということで実施をしているようです。

こちらの、まず平成27年度につきましては、関東・東北豪雨で被災があった、加美町でいいますと、田川と名蓋川を緊急点検をしております。そちらにつきましては、名蓋川の堤防7.5キロ、それから田川の堤防9.8キロの点検を行っております。こちらの状況につきましては、堤防に小動物の穴とか、若干のり崩れなどがあったということで、そちらにつきましては被災があった箇所に近い部分がありますので、すぐに応急対応したということでございます。

残りの部分につきましては、平成28年度に点検を行っているということでございます。若干ちょっと資料もらっていないんですけども、鳴瀬川の堤防なんですけれども、鳴瀬川の堤防、国の直轄管理区間から県の指定区間、全ての区間で右岸、左岸両方とも点検を行っている状況なようです。

いずれにしましても、点検の結果的には、総合的な判断としまして異常なし。要は、異常なしか経過観察、何か4段階の評価を下しているということなんですけれども、まず異常なしという状況と経過観察という状況、それから要検討という状況、それから要対応、もうすぐに対応しないとならないという状況、4段階に分けて点検を行った結果、鳴瀬川の堤防、それからほかの堤防につきましても全て異常なしか経過観察というような結果になったということでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） わかりました。

異常なしというような答弁でありますけれども、危険度はないということの認識を持ったわけでありまして、果たしてそうなのかなというふうにも思っております。

最後になりますけれども、町長初め、担当課の職員の方々には本当に県に対して強く要望もされていることも十分私も承知をしております。しかし、上流、しかも河川の改修というのはやっぱり上流、中流、下流の利害というのが必ずしも一致しないということでありまして、限られた財源の中で、先ほどもお話ししましたけれども、下流から改良するということが基本であることは十分に承知をしております。しかしながら、住民の生命と財産を守るということは政治と行政の最大の責務であるというふうに思います。現にある危険を放置することは政治、行政の怠慢という言葉は使っていないのかどうか分かりませんが、言われても

いたし方ないというふうに思います。

町長におかれましては、その辺も十分に認識をしていただいて、なるべく早く河川改修がされて、住民の安全・安心を担保できるような、そうしたまちづくりを進めていただきたいということをお願いを申し上げさせていただきます、私の一般質問は終わります。4秒ですね、はい。

○議長（工藤清悦君） 町長答弁いいですか。

○16番（米木正二君） じゃあ、最後に意気込みだけお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。よろしくお願いします。

○町長（猪股洋文君） 今議員がおっしゃったことを肝に銘じて、最大の努力をしてみたいと思っております。ありがとうございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして16番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時20分までといたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告5番、9番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇ください。

〔9番 三浦英典君 登壇〕

○9番（三浦英典君） 私は、通告しておりました2件についてお伺いをしたいと思っております。

まず初めに、加美町の農業振興についてご質問させていただきます。

加美町の農業を取り巻く状況は、高齢化、担い手不足、そして後継者不足ということで、ひいては農家数が減少してきているという状況でございます。今何らかの手を打たなければ大変大きな問題となり、後々取り返しのつかないことになってしまうのではないかとこの危惧を抱いております。

このような状況を町長は本当に真剣に捉えているのか、私は大変疑問に感じております。9月の所信表明、あるいは、この間、平成30年度決算不認定に係る措置の中ではITの活用や薬草ムラサキの振興などなどの話もありましたが、実質この薬草ムラサキについては足かけ5年にもなるわけですが、いまだ試験栽培の域を出ていないということだと思います。また、

J Aとの連携を図るとしておりましたが、11月にお話し合いをされたということですが、ネギの増産については進めたいというような話もありましたけれども、実質そんなに中身を突っ込んだ話をしていただけではない。実質初回ですので、そんなにそんなに深い部分までは入れないということだろうと思いますが、これから何度もその辺は実務的な協議を重ねて進められるべきだろうとは思っております。

これまで木村議員の質問にもあった、あるいは答弁もされましたが、これから改めて町長に1つずつ質問をしてまいりたいと思っております。

まず、第1として、加美町の農業の現状を本当に、この現実を町長はしっかり捉えているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦英典議員の農業振興についてのご質問にお答えをさせていただきますと思っております。

農業情勢、これは本町に限ったことではございません。全国的に農業者の高齢化や担い手の減少、農家の労働力の不足と、そして遊休農地の拡大、さらには鳥獣被害の課題と、こういったことが全国的に大きな問題となっております。そのことについて、私も日ごろ非常に重大な喫緊の課題として捉えて、これまでも対策を講じてきたつもりでおります。

私が町長になって最初に手がけたのは薬菜原放牧場の事業でございます。先般も行ってまいりましたけれども、現在、肉用牛が百十数頭、乳用牛が今三十数頭でしょうか、お預かりをしているところでございます。さらに、畜産農家さんのご要望に応じて肉用子牛の導入促進奨励金の増額などもしてまいりました。そういった形で畜産振興に取り組んでまいったところでございます。

また、農家所得の向上を図るために、町独自の6次化支援事業チャレンジ200、チャレンジ50も創設をいたしました。現在6事業所が取り組んでいるところでございます。これもさまざまな方々からの要望を受けて町が独自に創設した制度でございます。

さらに、担い手の問題、これは大変悩ましい問題でございます。これは日本の戦後の政策がもたらした結果だと私は思っております。経済成長を進める上でやはり首都圏に、工業地帯に若い労働力を集約させるということからとられたものだと思っておりますので、戦後多くの方々が集団就職あるいは出稼ぎ等々、労働力が首都圏に集約されていったということだろうと思っておりますし、一方で、やはり農政の問題、猫の目農政と言われましてさまざまな農

政が変わり、短期間で変わり、そしてやはり農家の方々が自分たちの息子に安心して農家を継げと言えないという状況がずっと続いているんだらうというふうに思っております。ですから、本町のみならず全国的にこういった問題が生じているということだと思っております。

そういった中で、町としましては、その1つの、これは本当に小さな力ではありますが、地域おこし協力隊に積極的に取り組んで、特に農業の協力隊員を積極的に受け入れてきたということがございます。まだまだ少ない数ではありますが、着実に協力隊でIターンをしてきた方、あるいはUターンをしてきた方が農業の担い手として今地域で取り組み始めているということがございます。他の地域よりも積極的にこの取り組みも行ってきたということがございます。ですから、非常に私は危機感を持ってこの農業については取り組んできたつもりでございますし、職員も同様に取り組んできたというふうに考えているところでございます。

そういった中で、今後やはりIT等の取り組み、いわゆるスマート農業ということにも真剣にこれは取り組んでいく必要があるんだらうというふうに思っているところでございます。

とりあえず、私の農業政策に対する考えということでありましたので、そのところだけお答えをさせていただいて、再質問に対してまたお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） これまで町長は自分なりの力の入れ方として十分やってきたというお話ではございます。実際、今お話しされたように、全体農業の中では畜産部門は大変有効だと思われます。実質和牛の繁殖だったり、酪農は今頭数の減少あるいは酪農においては国のいんなバックアップがあつて経営としては良好なのかなというふうに思われます。

しかし、米を中心とした耕種作物あるいは農地利用型のほうは低迷している状況が続いておりまして、この辺何とかやっぱり手を打っていかなければいけないという気がいたします。この辺考えれば、やっぱり減反地、今4割強の減反を強いられている、あるいは協力をしているというんですか、今の表現ですと。自主的に減反をしているわけですがけれども、この農地の利用の仕方がやっぱり重要なのかなというふうに思います。現在では飼料米、ホールクroppあるいは大豆、さらに牧草というふうな作物で大体網羅されているのかなと思うんですが、飼料米にあつてはなかなかカントリーエレベーターの稼働の状況、あるいはホールクroppですと牛1頭について面積幾らという割り当てがあるという、このような制約がいろいろあるんだらうと思いますが、この辺の現状どうですか。お願ひします。

○議長（工藤清悦君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えいたします。

今、三浦議員さんのほうからご指摘ありましたとおり、現在本町においては5,146ヘクタールの水稲に対しまして、今年度におきましては2,131ヘクタールの転作というか、主食用米以外の作付となっております。うち大豆につきましては316ヘクタール、それから飼料作物、牧草、あとは飼料用トウモロコシ等含めましてが530ヘクタール、それから飼料用米につきましては460ヘクタール、それからホールクroppが214ヘクタールということで、これらが主な面積となっております、野菜につきましては187ヘクタールというような現状であります。

大豆につきましては、ここ数年はほぼ横ばい状態でありますけれども、飼料作物については今年度については若干減っております。

ご存じのとおり、昨年からは生産調整から目安が変わったということもございまして、主食用米につきましては毎年少しずつ面積がふえているわけでございますけれども、この要因といたしましては、加美町の目安の内数でまだうまく調整がいつているというような現状でございます。

それから、飼料用米につきましては、ことし若干面積が減っているんですが、それにつきましては、主食用の品種の飼料用米をことし備蓄米のほうに振り分けたということもございまして、その分の減少となっております。

あとは、加工米につきましてもあるんですが、こちらについてはやっぱりモチ米の一大産地だという部分もありまして、それらと一緒にワンセットで含めた部分ということで、そちらも推奨している状況でございます。

今ご指摘ありましたとおり、そういった状況の中で、なかなかそれぞれの新しい作物という部分が伸びておらないのが現状となっております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） そういう中であって、大豆なんかもう少し増産されてもいいのかなと。今全国でいえば宮城県が第二の産地にもなっております、この辺は自給の問題も含めて、国産大豆が大分需要が多いというのもあるので、もっともこの辺は力を入れてもいいというふうに思っております。

昨年、再生協議会の総会のときに普及センターの所長がおっしゃっていましたが、野菜の振興をこれからもう少し図るべきではないかというお話をされたと思います。この辺は町長も

少し頭の中に意識としてはあろうかと思いますが、この辺を実際進めていく上で、JAさんあたりとこれから協議をしていく上で、もっともっと具体的に、何作物を、どれだけの面積を、どれだけの農家においてつくっていくという数字を具体的に上げて計画をやっぱり立てるべきだろうと思います。この辺はハード面、ソフト面、いろんなフォローがありますけれども、この辺こそが実質農協さん現場とつながっているわけですから、もっともっとしっかり協議をして目標を立てられるべきだろうと思いますが、この辺は今後に向けた話し合いも含めて、ちょっと考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 農協さん、大分前からこういった協議会、話し合いの機会を設けましようというふうなお話をさせていただいておりましたけれども、先方のさまざまな都合ございまして、第1回目、組合長かわられてからの第1回目、11月に開催させていただきました。

初めての回でしたから、具体的なところまでのお話し合いはなかなかできなかったわけでありまして、先ほど議員からもお話があったように、特に具体的には私のほうからネギということ、さまざまな野菜、作物あるわけでありまして、ネギということを1つ具体的に話をさせていただきましたので、ネギに限ったことではありませんけれども、議員がおっしゃるとおり、今後目標を定めてどういった形で取り組んでいくかという計画を立てていく必要があるというふうに思っておりますし、まさにこの農協さんにとってもこれ死活問題でございます。組合員がどんどん減少していくという中で、生き残りをかけた取り組みということをやっつけていかなきゃなりませんので、町も支援をしながら取り組んでいければなどというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） ありがとうございます。

先ほど対策室のほうからお話のありました飼料米とかいろいろお話あったんですが、実質今のその辺の作付状況を見ると、農家個人個人に任せられておまして、飼料米はかなり点在をしていて、飼料米なのでいもちの薬も入れない、あるいはカメムシの消毒もしないということで、大分周りに多少迷惑を及ぼす傾向があるということで、この辺の集約というものも何か考えられているそうなんですが、この辺についても少しお話をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えいたします。

飼料用米、それからホールクロップにつきましては、そのまま人用ではなくて餌もしくは家畜用になるということで、残念ながら防除の部分で大分遅れ、カメムシ等の防除がないために隣の主食用米に影響を与えるというような現状が発生しております。

それで、実は今年度から一旦とも補償で補助金からなくなったんですが、飼料用米の団地化加算という形でことしからまた新たに手だてをいたしまして、できるだけホールクロップ、それから飼料用米についてはある程度の団地をつくって、ほかの主食用米に影響のないように進めていただきたいということで農家さんのほうにはお願いをしている現状であります。

ただ、まだまだことしもやっぱりそういった農家からのお話が大分ありますので、来年の助成体系の中でこの辺をもう少しきちんと考えていかなきゃない部分だろうと現在は思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 話がちょっと前後してしまいましたけれども、そういう状況にあって集約化、土地の我々も農家も受委託をたくさん今されている状況の中で農地のやっぱり移動、お互いの協議を持って集約をするということが非常に重要になってくると思います。この辺は役場、農協あるいは農業委員会も含めて、みんな一つの垣根を取り払って、この辺どういうふうに現場に下ろしていくかというのをやっぱり協議されるべきだろうと思っております。実質これから山間地の問題、後で質問になりますが、鳥獣被害の問題も山間地なんか特に大きいんですけれども、そういうところでの作物と平場の作物というやっぱり使い分けをこれからしていかなければいけない状況になってくるだろうと思うんです。この辺の計画性というものが非常に大切になってくるんじゃないかと思えます。

それで、先ほど町長から協議の中でネギの増産という話もあったということなんですが、そういう町全体の中でその作物を考えたときに、まだまだ減反地の利活用としてネギも含めた利用、あるいは野菜の振興というものも図られるべきだという話は先ほどもさせていただきましたけれども、この辺面積をふやそう、あるいは増産していこうというときに、現場の人たちには現場に出向いてもらう工夫をしなきゃない。今の段階ですとネギなんかは特にですが、皮むきとか、出荷調整に結構時間がかかるということもありますので、この辺の手間をセンター方式にして、現場に農家が出て面積、栽培をどんどんどんどんやっていただける工夫というのをやっぱりしていかないと増産にはつながらないだろうと思えます。ネギなんかはやってみますと米と同じ重量野菜、本当に水物なんです。一つ一つ30本ぐらい束にして担

いでみますと本当に米と近いくらいの重量があるということで、最近高齢者がこの辺からどんどん離れていくということで、加美町のネギが減ってきている。その分、隣の色麻さんあたりがふやしてきて多少維持はしているということですが、ぜひ加美町の、ある種のブランドといたしますか、名前の売ってきた中新田ねぎというこの分野を、まだまだ拡大していくためにこの辺の努力が必要なんではないかというふうに思います。実質ここを進めていこうとすると、そういうハード面、大変大きな金を投じてセンターをつくるということでやっていかなきゃないんですけれども、この辺、町長はいろんな事業を利用して、こういう方式をやっていこうかなという意識はありませんか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるように、そういったセンターなども必要になってくるんだろうというふうに思っています。先進事例等もあるようでございますので、秋田県能代のほうなどでもかなり取り組んでいるということでもありますので、そういったところなども参考にしながら、農協と一緒に検討してまいりたいと思っておりますし、その際、限られた財源の中でさまざまな事業を展開していかなきゃなりませんので、どのような補助金が使えるのか、あるいはこういった施設に関してもPFI等の手法が活用できるのかどうか、そういったことなども研究しながら取り組んでいながらという認識をしております。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） この間新聞を見ておりましたら、農業新聞なんですが、来年の方針として国が500の、大体、産地を育成していきたい、全国レベルでそういう方向に考えているという話が出てきておりました。実質国が動こうとすれば、こういう事業というのは当然出てくるんだろうと思うので、ぜひぜひ、町長なんかは地方創生を率先してこれまで手を挙げてやってきたわけですから、その辺の感覚でぜひ取り入れていただきたい。

実質この間組合長なんかともお話をしてみますと、農協さんもこれまで大変多くの合併を繰り返してきて、いろんな施設、老朽化をされた施設を持っていて大変金がかかる、維持が大変ということで、新しいそういうハードをなかなか導入したがないんだという感覚のお話をされました。しかし、やっぱり古いものはいつまでも維持できるわけではないので、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドという点から考えれば、ある程度の整理をされて、またあしたに向けて進むということを考えれば、当然新しいものも必要とされる。時代を見据えたそういうものはやっぱり考えていかなきゃなんだろうというふうに思います。この辺でぜひぜひ、この辺は行政だ、あるいは農協さんだということの話ではなくて、しっかり現場を見

据えた話を今後もお願いしたいというふうに思っております。

あとは、最近法人化ということで集落営農のお話が大分進んでまいりまして、個人の法人あるいはそういう集落の法人化ということで、現在加美町には16ぐらいできているかなというふうに思いますが、担い手あるいは本当の後継者育成のために、この辺集落営農から農業で食べていける専業農家育成していかなきゃないと思うんですが、この辺現状をどういうふうに、この法人化を見ているのか、ちょっと町のほうからお話をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えいたします。

農業法人につきましては、昨年も2つの集落営農組合が法人化をなし遂げましたし、あとは今1つの集落営農が法人化もしくはそのメンバーで法人化しようという動きが1つあります。あとは個人としても、やっぱり今まで個人経営だったものを家族内法人というような形で、ことしも立ち上げている農家の方々もいらっしゃいます。そういった形で、法人化につきましては、やっぱりこれから農業を進めていく上で、またほかの取引をする上で、やっぱり一つの会社としてのブランドとなりますので、そういったところは重要かと思いつつこちら農協さんと一緒になって推進はしている現状にあります。

ただ、現在集落営農が約40ほどあるんですが、そこを全て法人化するという部分に関してはなかなか難しいところがございます。集落営農内でのまず担い手がだんだん減っているというところもありますし、やっぱり同じような担い手がいっぱいいて、なかなか手を組むことが難しいというようなところもございます。

そういった中で、やっぱり自分たちがその地域の営農に対してどのように考えていくかということ随時話し合いが行われているところにもお邪魔する場合もあるんですけども、その辺のところ、今の目先だけじゃなくて、これから5年後、これから10年後を考えたときにどのような形でその自分の地域の営農を進めていくかということをやっぴり一生懸命考えていく時期になっているかと思えます。何せ今中核となっておられる方がやっぱり60代後半というような形にもなっておりますので、これから5年、10年したら、もう既に今メインとされている方々が70歳、75歳となったときに、実際その下で働く人たち、私たちの年代になるんだろうと思うんですけども、そういった方々がどのぐらい実際農家として継続しているのか、そのためには組織化も必要ですし、ある程度の集約、あと先ほどお話にありました、昔は農地の集積という部分がありましたが、やっぱり今はもう集約の時代になってきていますので、例えば、小野田と宮崎の法人さんがお互いの農地を交換しながら集約しているよう

な状況もありますし、その辺の土地利用も十分これから考えながら進めていかなきゃないだろうと思っています。まずはそういった部分で一つ一つ農家の方々の相談なり、そういった組織づくりに対しては、町としてもJAさんと一緒になりながらバックアップしている状況であります。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） こうして法人化をどんどん進めていきますと、一法人の面積がふえてくる。当然受委託がどんどん進んでくるわけですが、この辺農業委員会なんかでは今まで第3条、第5条ということいろいろ進めてきたわけですが、農地の受委託、この辺あくまでも委託者側、受託者側との連携の中で、もう決まったから農業委員会に契約をしに来ましたという姿が今までだった、あるいは多かったと思うんですが、もう少しこの辺踏み込んで、農業委員会がどんどんこういう法人化を進める、あるいは農地の流動化を進める上で、もっと入り込んでいいんじゃないかと思うんですが、この辺のスタンス、見解いただきたいと思いますが。

○議長（工藤清悦君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（三浦 泉君） 農業委員会会長がお答えいたします。

先ほど質問の内容の農業振興については、全く我々農業委員会と見識は全く一緒でございます。先ほど三浦議員が質問されました中ですが、農業委員会もこの法人化に向けては、各農業委員が地域担当制ありますから、それに対して積極的に、もちろん今後のことを考えながらの説明をしながら話をしているところです。

そしてまた、農地中間管理事業、これがことしの5月一部改正になりまして、法人化、また集積、担い手、今現状が宮城県67歳、全国では平均年齢ですけれども68歳と、全く私が今やっている年齢と全く同じなもので、今後、先ほど室長がおっしゃいましたように、このままいきますと5年後、10年後どうなるかということ踏まえまして、我々も第3条、第4条、第5条、許認可はございますが、そのほかにこの農政として、基幹産業である我々農業、そして農家がますます元気になってもらわないと商工業全てに影響があるということで、先ほどの集積関係、特にですが、大崎連合と一緒に年明けの1月10日、それなりの全体の中で進めていく今計画もございます。

そしてまた、先月26日から今月、おとといで終わりかな、締め切りで農家の意向調査、要するに、荒廃農地、それが一つの法人の妨げにも、法人化の妨げにもなっているということも

一つの要因もあります。その中で、やはり我々としては、この加美町の優良農地をとにかく守らなくちゃいけないという信念のもとで今進めているところでございまして、そのためにはやはり今後どうするかということがもちろんですが、やはり5年後、10年後先のことを見据えますと、とにかく担い手がいないのが現状です。これがまず一番です。だから、幾ら集積かけても恐らく5年後、10年後にはまた担い手が不足すると思う。その辺がはっきり言って国の政策の猫の目政策になるのかなと私も思っていますが、とにかくこの現状を打破しない限り、この加美町農業振興にはつながらないと思いますので、今後とも私も農業委員会も頑張りたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） ぜひぜひ、もっともっと中に入り込んでご努力をいただきたいと思えます。

それで、その法人化、集落営農の中の法人の若い担い手が実際にあって仕事をされているわけですが、どうも見ると形が今までと何ら変わらない。皆さんの田植機とか、あるいは秋の収穫期のコンバインは機械化が集約されて大きな機械で作業をしているわけですが、それ以外は、今までの小さな農家の人たちもみんな集まって共同で仕事をしていて、実際そのお金の、何ていうんですか、分配が若手になかなかいっていない、つまり、若い人が専業で農家をやっていくくらいの報酬をいただいているんじゃないかなというのが現実だと思うんです。その中で、幾ら頑張っても百姓で生きていける姿にはなっていないというのが現実ではないかと。この辺は何らかの形で、本当の担い手が農家の仕事をして食べていける姿にしていくためにもう少しアドバイス、国あるいは行政であってもいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（工藤清悦君） どなたに。いいですか。農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えします。

確かに農業法人もしくは集落営農の組織についてはその内部でやり方がそれぞれございます。今おっしゃられたように、各授受分量配当しているところもございますし、結局それがオペレーターに対して余りいっていないというようなところもございます。ただ、その辺のところにつきましては、組織のできたときの経緯等もございしますが、将来的にはやっぱり中核となる、きちんとした給料をもらえるような組織になっていかなきゃないと思いますので、その辺はやっぱり今後いろいろなそういった組織と話し合い等進めていながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 集落の法人化については中間管理機構が進めてきたわけですが、10アール当たり幾らというこの補助金があって、一集落2,000万円も、3,000万円もお金をいただいて、これからの農業のためにそういう機械を集約化しましょうということでやってきた姿なんです。現実がそうして担い手が育たないという、非常に一番大事な分野がおろそかになってしまう、あるいは育たないということが問題になっているわけですから、形だけ整えたということによしとするべきではなかろうというふうに思います。この辺は、ぜひぜひ、いろんな方向から担い手あるいは後継者育成していかないと、本当に年とったので農業できないので誰かに任せたいんだというふうに思っても、受け手がない状況になってくるということが現実ですので、ぜひ、ここはたがを締めて、みんなで協力をしていただきたいと思います。

では次に、第2の質問に移りたいと思いますが、これまで農業振興でお話を進めてきましたが、実質山間地の農業振興を進めていく上で、鳥獣害被害の対策というのが非常に大きな問題になってくるわけです。それで、現実のまず鳥獣害の被害がどの程度あるのか、お話をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えをさせていただきます。

平成30年度の野生鳥獣によります農作物の被害であります。イノシシやニホンザル、ツキノワグマなどによる被害額が983万4,000円というふうになっております。特に多いのはイノシシ被害でございます。中山間地域を中心に生息域が急速に拡大をしております。983万4,000円のうち819万6,000円、全体の83%に達しております。

この鳥獣被害でありますけれども、経済的損失のみならず、営農意欲の減退というものも、これは大きいんだろうというふうに思っていますし、耕作放棄地がそれによってふえていくというふうな問題もあります。地域に及ぶ影響というのは大変深刻であるというふうにとめておまして、町としましても、これからも継続的に対策を講じてまいりたいというふう考えております。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 今983万円の被害があるという報告ですが、これはあくまでも生産した農産物の被害なのか、あるいは我々が食用にしている自家用野菜までも含めた被害なのか、

もう少し大きく捉えていくとこの金額ではとてもとても済まない、もっともっと私は大きな額になるんじゃないかと思うんです。この辺、自己申告まだまだ隠れたものがある、もっと大きいんじゃないかと思うんですが、この辺どうですか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

この被害額につきましては、各行政区長さんのほうにアンケート調査を出しまして、それで区長さんから申告のあった被害額を取りまとめたものでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） では、非常に大ざっぱな数字になっているんじゃないかなという気がするんですが、この辺はもっともっとしっかり把握をして、対策をしていかなければならないことだろうと思います。

私自身もある種の組合に所属しておりまして、鹿原の奥のほうで大豆をつくっておったわけですが、4ヘクタールの農地が、播種と同時に10センチから20センチも大豆が成長したところで全面積イノシシにやられて、一粒も収穫できなかったんです、昨年。議長、笑っていませんけれども、大変な状況だったんです。これにこし電気柵を全部回していただきました。そうしたら、もう本当に中に一匹も入ることがなくて、完璧な姿で収穫ができた。この電柵の効果の大きいことを実感しました。

今その対策として当然その電気柵があるんですが、農家からどれほどの要望があって、今現在、何ていうんでしょう、この電柵の規模、例えば、線の面積、延べ何キロとか、何千メートルとかっていうこの表現できるのかどうか、どれだけの申請があって、その要望にお応えしているのか、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

これまでの電柵の総延長、その集計データというのとはっておりませんが、平成30年度実施をしました施工延長につきましては、6つの行政区から申請がありまして、電柵につきましては30キロメートル昨年実施しております。そして、それ以外にも37件の農家、集落から申請がありまして、金額にして281万7,000円、その金額を補助金として交付しております。そのほかに、電柵のほかに侵入を防止するためのワイヤーメッシュ、その部分につきましては、平成30年度2,100メートルを施工し、侵入防止を図っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 大分要望が多くて、町のほうでこれになかなか数が多くてお応えできないというふうな状況には陥っていないんですか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

当初予算で予算を計上しておりまして、その分を協議会のほうに交付しておりますけれども、やはり要望が多くて、当初予算では応え切れないということもありまして、補正予算で対応し、極力要望に応えるようにしております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） ぜひこの辺は効果が大きいもんですから、対応をお願いしたいと思っております。

もう一つ、対策として、当然猟友会の皆さんに協力をいただいていることだと思うんですが、現在の猟友会のメンバーがどれほどいて、対応として十分いつているのか、あるいは、まだまだこういう面で足りないとか、その状況はどうなのでしょう。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

本町では鳥獣被害対策実施隊を組織しておりまして、平成30年4月1日現在で隊員数が37名おります。そして、その37名で捕獲用のイノシシのわなを設置したり、場合によっては、熊が出没した場合は緊急捕獲と、そういった対応をしていただいております。隊員数37名おりますけれども、イノシシが急激に数をふやしておりまして、実際としては数はちょっと足りないのかなという感じしております。そのために、捕獲する場合は免許等の取得が必要になりますので、免許取得に際しての補助金を交付したり、そういったことをやりながら、周知をしながら隊員数をふやしている、隊員数の増加に向けた取り組みをやっているということでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） これだけイノシシがふえてくると、猟銃で撃つというよりも、わなでとることのほうが非常に多くなっていく、そっちが重要になっていくというお話を伺っていま

す。

それで、実際このわなを仕掛けるにしても資格が要するという、非常にハードルが高いということなんですが、1人のそういう資格者が指導のもとにいろんなわなを仕掛ける、いっぱいたくさんの人に仕掛けていただくという、協力をいただく、指導者の下に何名かのそういう協力員というものをとおいて、ぜひ数多くのそういうわなを仕掛けることができるような、何ていうんですか、制度というか、そういう仕組み見たいなのをつくるわけにはいかないんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

先ほど実施隊のお話をしました。狩猟する場合は免許が必要ということで、免許を数多くの方にとっていただくよう努めておりますけれども、免許を取得してもすぐに実施隊に入ることではなくて、免許を取得した後に、その実施隊の隊員さんに指導をいただきながら経験を積んで、腕前が上達した後にその実施隊のほうに入らせていただくように、そういった流れで現在は進めているという状況です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） なかなかすぐ対応というふうにはいかないですね、そういうふうになると。ぜひ皆さんもっともっと簡易にわながセットできるような工夫というか、何か必要かなというふうな気がします。

それからもう一つ、猟友会の方が、熊も含め、実際銃を撃とうとするときに、何か警察に通報して、現場で警察官がいないと何か発砲できないというような話も伺ったんですが、そういう決め事って実際あるんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

銃を使った狩猟というのは期間が決まっております、たしか11月15日から、本町におきまして3月15日までという期間が猟銃を使って狩猟することができると、そういう期間になっております。それ以外の期間に出た熊などにつきましては、すぐに猟銃を使った捕獲することはできずに、県とか、あと警察官立ち会い、あと自然保護員の立ち会いのもとに、許可が得た後にとることができるという、そういう仕組みになっております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君）　ということは、犯人逃亡を黙って見過ごすしかないというふうな状況になりますよね。こんな悠長なことで対策ができるのかという気がしますが、この辺の制度を少し変えていただくような方向で、ぜひ国のほうにお話をされないと、とてもとても現場では対応できないなという気がします。ぜひこの辺は上にお話を進めていただきたいという気がします。

それで、こうしていろんな方策をもって対策、けものを捕獲していただくわけですが、これをやる上で解体施設をつくらなきゃいけないねということで進めてきたはずですが、解体施設の建設についてお話をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君）　農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君）　農林課長です。

解体処理施設の建設につきましては、本年度建設するという計画を立てまして、実際に建てる場所をどこにするかという選定を行いまして、その選定箇所の地域の方々、行政区の方々を集会所に来ていただいて一通り説明をいたしました。それで、その段階で反対意見、断固反対だという意見が大分ありまして、その場所につくることができなくなったという経緯がございます。それで、その設置に向けて現在も検討しているわけですが、なかなかその場所が見つからないという状況になっております。その場所が見つければ、できれば早い時期にそういった計画は進めていきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（工藤清悦君）　三浦英典君。

○9番（三浦英典君）　猟友会の方に聞いても、ぜひぜひ早目につくっていただかないと、我々も現場で解体をいつまでもしているような状況ではないんだというふうなお話があります。ぜひ、ここは頑張って候補地を選定して、お話を進めていただきたいと思います。

そして、実際イノシシ、熊も含めて、捕獲あるいは屠殺した場合に、肉をできるなら利用したい、利活用したいんだというふうに話としては当然なるわけですが、実際この放射能の数字というのは、そのけものの肉から数字というのは実際出ているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君）　農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君）　農林課長です。

捕獲したイノシシについての放射能検査は現在本町としてはやっておりません。それで、一度、鳥獣解体処理施設の視察で蔵王町、そちらに行ってお話を聞いた際は、約20ベクレル程度の放射能が出ているというお話は聞いたことがございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 今の段階でこの肉の提供というものは地域的に認められていない、加美町は認めてもらえないんですよね。これは原発の問題があってからなんだと思うんですが、この辺はどうですか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

イノシシの肉につきましては、あくまでも自家消費という形で認められております。それで、この肉の流通に関しましては、原発事故の関係で東北管内が肉の流通禁止といたしますか、法令上で流通ができない、そういう決まりになっております。ですので、譲渡したり、そういったことはできないということになります。

ただ、それを他人にあげて食べるという、そういった行為は許されると思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 自家消費はオーケーという解釈ができるということですね。

実質放射能の汚染がこれだけ大きく広がっているの、東北一円の肉は使用してはならん、販売はいかんということですね。でも、この辺ももうあの事件から8年以上経過しているわけで、いろんな食べ物の数字は下がってきているわけで、これからもう少し年数経過すれば、ぜひこの辺の問題も解除になるわけですから、ぜひ解体施設を建設して、ジビエという方向で利活用できるように準備を進めていっていいのではないかと思います、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてもう一つ、イノシシに関しては豚コレラという非常に大きな問題が今出てきて、全国レベルで長野とかいろんなところで自然のイノシシが豚コレラに感染していて、経営している豚に影響を与えているということがあるわけですが、この辺の対策は宮城県ではどのようになっているんでしょう。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

宮城県におきましては、豚コレラに対する具体的な対応策、そういったものは示されておられません。現在は県において検討中という、そういう状況にあります。

本町におきましては、畜産の協議会というものがございまして、その中にはJAとか、共済、

そういった組織も入っているわけなんですけど、そちらと協議をいたしまして、豚コレラ対策として石灰、それを郡内の養豚業者、そちらのほうに無償配付をしたという、そういった対策は本町としては実施しております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） この辺、北のほうまでまだまだ汚染が広がっていないということで、余りこちらのほうまで来ないことをお祈りをしたいと思っております。

ぜひ、この鳥獣害被害対策をきちんとされるべきでありますし、先ほどの担い手あるいは後継者育成という問題も含めて、町全体でしっかり対応をお願いしたいということをお願いいたしまして、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして9番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第111号 加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第4 議案第112号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第3、議案第111号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第4、議案第112号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2カ件はいずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づくものでありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第111号及び日程第4、

議案第112号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第111号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第112号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2件は関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、平成29年5月に臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するための統一的な取り扱いを定めた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、新たな条例の制定と関係する条例についての一部改正を行うものです。

会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員を占める職員であり、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短いパートタイムの者と1週間当たりの勤務時間が常勤の職員と同一であるフルタイムの者の2つの類型が設けられます。また、この制度の大きな特徴として、任用根拠の適正化や職務給の原則等に基づく期末手当支給などの処遇改善であります。

本町においても同制度を適用させるため、総務省から示されている会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを基本として、近隣自治体の状況も踏まえながら制度設定をし、関係条例を整備するものです。

議案第111号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるもので、議案第112号は、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） この制度導入によって、人件費、今年間1億円近くの金がふえてくるといった説明が全協でありました。民間企業であれば、経営が厳しくなれば経営削減にこの人件費が一番最初に対象とされるわけですが、公務員の場合はそういうわけにはいかないと思います。現在のこの現行制度、地方公務員法からして、そのかわりに世のため、人のために公

正公平をもって働きなさいといったことによって、人件費が義務的経費として扱われているんだらうと思います。

そこで、これから人口が減ってますます人件費が膨らむという中で、今回の制度導入によって臨時職、非常勤職、こういった処遇改善と同時に働き、活躍するこの環境づくりあるいは生産性の向上といった点から、戦略的な取り組みについてお考えを持ってあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今回の質問という中におきましては、人件費、今回の会計年度任用職員の制度によって人件費がふえることとなるが、町としてどのような対策を考えているのかというようなことでございます。

やっぱり今議員からもお話があったように、この制度改革については同一労働同一賃金というような国の働き方改革の考え方もございまして、そういった趣旨を踏まえて非常勤職員等の処遇改善等を行うものというふうなことで、された制度でございます。

先日もお話ししましたが、人件費として今見込むところでは、この制度改革によって約1億円が見込まれるところでございます。

現在そういった中でも、町としても財政的にも厳しい状況にございますので、これは地方6団体も含めてですが、国の制度改革というふうなこともございますので、地方6団体でも政府に財源等について地方財政措置を望むというふうなことで要望を続けているところでございますので、予算、地方財政措置の形で何らかで示されていることを1つとしては期待をするものでございます。

また、もう一方で、人件費全体の削減というふうなことも考える必要もあると思っております。現在の非常勤職員については、本年4月で315人というようなことの任用となっております。そういった部分も含めて、同じ人数をそのまま維持していくということは非常に難しいと考えておりますので、働き方改革等も含まれますが、そういった部分で非常勤職員等の削減についても今回の制度改革とあわせて削減の方向を今何人ということにはまいりませんが、それぞれの職種区分等にもございますので、そういったところを見定めながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、職員人件費についても、これも全員協議会でもお話がありましたが、合併してどれくらいの人件費の改善が図られているかというようなことのご質問がございましたが、その部

分について決算の性質別の部分の経費の比較でもってご説明をしたいと思います。

平成15年の決算で、人件費が29億8,000万円でした。平成30年度の決算におきましては、人件費で21億8,000万円ということで、約8億円の職員人件費分としては減額となっている状況でございます。

人数におきましても、平成15年度が399人でスタートしておりますが、正規職員は平成30年度が280人という状況で、こちら100人以上の削減という状況になっているというふうなことで、そういった中で、非常勤職員がふえているという状況も片や出てきている状況でございますので、そういった部分で、今回の制度改正とあわせて、今回は会計年度任用職員という形で、公務員として任用するというようなことが制度として明確にされましたので、そういった部分で改めてそういった部分で削減等も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 職員の能力を引き出す環境づくりについては、町長いいですか。町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この職員に限られた職員の中で行政サービス事業の展開をしていかなきゃなりませんので、また、これが大変多様化しておりますので、やはり一人一人能力の向上ということは重要だと思っておりますし、やはり一方では、しっかりと事業を精査していくということが大事だと思っておりますので、これまで取り組んできた事業、まさにたびたび職員に言っておりますけれども、ゼロベースで見直す。真に必要な事業に絞り込んでいく。こういった指示もしておるところでございます。

そういった形で、職員の能力の向上はもちろんのことながら、全体のやはり業務量というものも絞り込んでいく。そして、非常勤の数もやはり絞り込んでいく。こういったことを総合的に、さらに、国に対しては、要望をしっかりとやはり財政措置をしていただけるような要望というものもこれからも引き続き行っていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 合併のメリットとして、専門職の育成といった点もあったわけですが、この点についてはどうお考えですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

専門職の育成といった部分でも合併のメリットという中であったのではないかとというようなことでございます。専門職の部分については、職員数が少なく、減少する中ではございますが、例えば保育士等の職種については、基本的に一般職の職員が減少する中でも基本的に正

職員数について維持をしてきたというようなこともございます。

また、土木建築分野でございますが、そのの部分については、なかなか採用の募集をしているわけでございますが、なかなか募集等も少ないというようなことで、なかなかその部分では確保対策というふうなことで、今も若干問題かなというふうには思っております。

そのほか、保健福祉分野で保健師、栄養士等については、部署、栄養士とかについては特に1カ所にまとめた形で、保健福祉課にまとめた形で、そこから各事業を支所等で展開をするというような形で、それぞれ少ない中ではあります、そういった形で対応しているというような状況でございます。以上でございます。

すみませんが、あと学芸員につきましても、加美町のほうでは文化財の発掘調査等でかなりの業務量がございます。そういった点でも学芸員についても採用等を現在行っておるところでございますし、図書館司書、そういった部分についても採用を2カ所の図書館に対応するといった部分で採用しているというようなことで、専門職員についても数ある限りのあるところではございますが、配置をして育成をしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 今般会計年度任用職員制度が導入されるということになりますけれども、今現在本町では315人の非常勤職員がおります。そうした中で、フルタイムの方とパートタイムの方、その割合をまず教えていただきたいと思えます。人数も含めて。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

現在の非常勤職員、臨時職員については、フルタイムの職員はおりません。全員パートタイムのほうに、いわゆる非常勤ということで、常勤でないという形の雇用形態となっております。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 先般の全員協議会の資料をちょっと見せていただいているんですけども、そのパートタイムの中で報酬、報酬は義務ですよね。それから、費用弁償は可能、期末手当も可能ということでもありますけれども、本町の考え方としては、この費用弁償、期末手当も支給されるということに理解していいのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今回の会計年度任用職員の制度に当たりまして、今回は基本的にパートタイムというようなことで考えておりますが、報酬については当然でございますが、期末手当についても支給をすることとしております。費用弁償については、いわゆる出張した際とかに係るものを職員は旅費でございますが、会計年度任用職員の場合費用弁償という形で支給をすることとしております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第111号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第111号加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第112号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第113号 加美町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第114号 加美町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第115号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第5、議案第113号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第114号加美町

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第115号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3件はいずれも人事院勧告に伴い改正するものでありますので、会議規則第36号の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第113号から日程第7、議案第115号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第113号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第114号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第115号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に伴い改正するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

令和元年8月7日に人事院により公務員給与の改定についての勧告が出されております。政府は、この勧告を受けて10月11日に閣議決定を行い、国家公務員の給与法の改正法案等を国会に提出され、11月15日に可決、成立しております。

その人事院勧告の概要についてご説明申し上げます。

本年の勧告は、民間との格差解消のため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げと特別職、特別給ともに引き上げるものとなっております。

月例給につきましては、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、一般職試験大卒程度に係る初任給を1,500円、一般職試験高卒者に係る初任給を2,000円引き上げる。若年層についても本年4月にさかのぼり、平均0.1%の引き上げ改定を行うものであります。

特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給月数が上回っていたことから、年間で0.05月分を勤勉手当で引き上げるものであります。

また、住宅手当につきましては、公務員公舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円として4,000円を引き上げ、これにより生ずる原資を用いて民間の状況を踏まえ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に、1,000円の引き上げを行うものであります。

地方公務員の給与改定につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取り扱い基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取り扱い基本に今回関係する給与条例の改正を行うものであります。

議案第113号で議会議員、議案第114号では町長、副町長より教育長に係る改正としておりますが、国家公務員の指定職に準じて、令和元年12月に支給する期末手当の支給割合について0.05月分を引き上げ、令和2年度で支給する期末手当は、6月及び12月の支給月数を合わせて0.05月分引き上げる改正を行うものであります。

議案第115号では、一般職の職員に係る改正で、月例給0.1%、勤勉手当0.05月分を引き上げる引き上げと住居手当の改正を人事院勧告どおり所要の改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第114号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第115号加美町職員の給与に関

する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第116号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（工藤清悦君） 日程第8、議案第116号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第116号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されました。この法律は、成年被後見人等の人格が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、欠格条項を設けている各制度について欠格条項の削除や見直しと所要の手続、規定等の整備をしたものであります。

この整備法の改正対象となる法律の改正により、職員の給与に関する条例のほか、関係する条例においても同様の改正を行うものであります。

第1条及び第7条並びに第4条の改正については地方公務員法、第3条については児童福祉法、第5条は印鑑登録証明事務処理要領と、おのおの上位法等の改正に合わせて引用条例等の整備を行うものです。

議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第116号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第117号 加美町税条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第9、議案第117号加美町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第117号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、災害による被災者に対しての町民税の減免規定について定めるものであります。

これまで災害等が町の広範囲に発生した場合、町民税の減免措置についてその都度条例を定めて対応しておりましたが、あらかじめ減免規定を定めることにより、今後災害が発生した場合、迅速に対応できるよう改正するものです。

減免の範囲や割合については、平成12年4月1日自治事務次官通知、災害被災者に対する地方税の減免措置についての内容に基づき、加美町税条例施行規則を改正し、定めております。

なお、この改正により、附則においてこれまで個別に制定しておりました関連する3件の減免に関する条例を廃止するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第117号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第117号加美町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第118号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

- 議長（工藤清悦君） 日程第10、議案第118号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

- 町長（猪股洋文君） 議案第118号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、国民健康保険税の算定方式を県内全市町村で統一することに伴い、条例改正を行うものです。

平成30年1月に宮城県が策定しました宮城県国民健康保険運営方針において定められた本県の標準的な保険税算定方式は、所得割、均等割、平等割の3方式とすること、また、平成32年度を目標として全市町村が算定方式の3方式への統一を目指すこととするこの2つの方針が示されております。これにより、これまで保険税算定方式でありました所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止、令和2年4月から3方式に改正するものであります。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第118号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第118号加美町国民健康保険税条

例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第119号 加美町中新田B&G海洋センター条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第11、議案第119号加美町中新田B&G海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第119号加美町中新田B&G海洋センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本議案は、中新田B&G海洋センターの改修による施設の整備に伴い、使用料の規定を加えるなどの改正を行うものです。

現在公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の修繕助成を受け、さらなるマリンスポーツやカヌー普及の推進、海洋センター利用しての住民サービスの向上と利用促進、そして、障がい者スポーツを推進する目的で令和2年4月オープンに向け、多目的ホールの増築や事務室の整備、シャワー室及びトイレの改修工事を行っているところでございます。

これに伴い、多目的ホール及びミーティング室の使用料の規定を加えるほか、条項の整理を行うものであります。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第119号加美町中新田B&G海洋センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第119号加美町中新田B&G海洋センター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田
B & G海洋センター）

○議長（工藤清悦君） 日程第12、議案第120号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第120号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町中新田B & G海洋センターの指定管理者として加美町体育協会を令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

当該施設は、平成12年みやぎ国体を契機に公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の協力によって建設されました。現在は、前議案でもご説明申し上げましたとおり、マリンスポーツやカヌー普及の推進、海洋センターを利用する住民サービスの向上と利用促進、そして、障がい者スポーツを推進する目的で公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の修繕助成を受け、改修工事を行っているところです。

改修後の令和2年4月からは、施設に常駐職員を配置、先ほど申し上げました目的を推進することと、平日や休日の日中に個人的に来られた方がマリンスポーツやカヌーに気軽に親しめる環境整備を行うため、加美町中新田B & G海洋センター条例第3条に基づき、その管理を指定管理者によって行うものです。

選定に当たっては、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条により、加美町体育協会を公募によらない指定管理者の候補者として選定したものです。

11月28日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づき、指定管理者選定委員会を開催し、審議をいたしました。

加美町体育協会より提出された申請内容につきまして、条例に定める基準に基づき審査をいたしました結果、加美町体育協会を当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案の資料として当該施設や指定管理者の概要、収支計画書等を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それでは、2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

体協に経営を移譲されるわけでございますけれども、この体協の、私は思うのは、私はこの体協に任せてもこの運営能力にちょっと私は懸念を示すものでございます。その辺を1点。

あと、このことによって、町民のために今後新たなる事業がどのように展開されていくものかをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

まず、体協の運営能力ということですが、まず、体協に限っては今まで任意団体ということで、受託した経験はございません。今回初めて受託と、そういったものを受託するというわけですが、体協に限っては平成15年に加美町が合併いたしまして、その当時から可能であれば自立をして自分たちで運営できるような方策をとということでお話をずっと来ているところでございます。

それで、今回今任意の体育協会ということでやっておりますけれども、今現在一般社団法人として法人化を取ることで今手続を踏んでいるというところでございます。

ということは、責任のある運営方針ということで、法人として認められるということで、それを見込んで今回体協ということでお願いしております。

また、なお計画書が上がっておりますけれども、計画内容についても何とかこれでやっていけるのかなというところの判断でございます。

あと、住民に対するどういった体協が影響があるかというところだと思うんですが、独自でB&Gの指定管理を受けた際に体協として事業を起す計画がございます。その内容がまずもってここ3年で計画しているのがまず、親子カヌー体験教室、あとは親子でカヌーサマーキャンプ、あとは海洋センター施設を見学していただいて、お茶会とか、そういうのをちょっと計画しているようです。あとは公園内のウォーキング、あとは新しくニュースポーツということで計画は上がっております。

なおかつ、私ども社会体育としての要望としては、新しい多目的ホールを利用いたしましてマリンスポーツに特化しないで、カルチャー的なものを体協のほうでやっていただきたいということで、各教室が今後やれるということで、やっていただきたいという方向でお願いをしておるところでございます。

そういう内容で、体協のほうでお願いしているというところでございます。

また、なおかつ、体協に関しては、21協会、団体がございます。可能であれば、カヌー公園を利用した、例えばグラウンドゴルフとか、そういった展開とか、あとはカヌー協会もありますので、そこら辺のリンクも踏まえて、ちょっと選定をさせていただいたというところがございます。

なお、こういうところでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（工藤清悦君） 13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 今質問をお伺いいたしましたところが、大した立派な事業も展開されていくようございまして、ちょっと考えを新たにいたしました。

私といたしましては、竜頭蛇尾に終わることなく、しっかりと今後もずっと長い、それこそ町長がいつでも言っている持続可能なあれをやっていただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 1点お聞きします。

今生涯学習課長からいろいろな指定管理を受けるために今事業を展開するというお話いただきました。そこで、加美町には総合型スポーツクラブ、あとオーエンスありますよね。そのほかにそれに類似したもの、町民を対象にした、保健福祉課、さらには公民館というさまざまな箇所です。いろいろな事業が展開されています。

ですから、行う人は、参加者する方一人、その方町民だと思えますが、でき得ればダブらないような事業で、その調整役をぜひ生涯学習課でお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

以前私スポーツ推進室長で去年配属になりましたけれども、その前に平成24年か26年に体育振興室にいたことがあります。そのときにそういう問題がもろもろスポーツクラブを立ち上げようというところでの話で、公民館にしる体育館にしる、あと福祉関係ということで、同じことをやっているんじゃないかというお話がございました。その中で、まずもってオーエンスの体育事業で、そのときはスポーツクラブで加美ジョイナスがございました。ブックニングしているんじゃないかというお話がございまして、なるだけ同じような事業をしないようにというお話で調整をちょっとやらせていただいたことがございます。

なおかつ、同じ種目にしても、内容とかレベルが違ふといわれれば、やっぱりそれはちよっ

となかなか受けるほうが選択するということでの判断しかないのかなというところがございました。

あと、公民館に関しては、できるだけ体育事業に関しては、体育館とかスポーツクラブのほうにお任せしていただきたいと。やってもいいですが、できれば受託できるような体制でお願いしたいというお話をさせてもらっています。

現在もまだまだちょっと調整が行き届かないところがございますけれども、今後そういう調整をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今回公募しないで、最初から加美町体育協会ということになった、その理由をひとつ伺いたいのと、それから、職員、常勤2名、非常勤1名、総括責任者で非常勤ということなんですが、この総括適任者、今のところ決まっているのか、決まっていないのか。

また、先ほど室長の話ではカヌーやマリンスポーツに特化しないでというようなこともあったんですけども、結果的にあそこはカヌーレーシング場のところにあるこのB&G海洋センターですし、これまでもカヌー関係の艇庫として使用してきたわけですから、マリンスポーツというか、そのカヌーに関連する施設というふうに私たちも理解してきました。しかし、特化しないということがどういうことなのか。その点が1つと、カヌー関係については、冬期間やはりあそこのレーシング場は使えなくなるような気がするんですけども、その冬期間についても常勤するというのであれば、別な使い方、そういう意味での特化しないということなのかとは思うんですけども、何かその辺で考え方がありましたらお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

まずもって、なぜ体協だったということでのお話ですけども、県内のB&G海洋センター13ほどあります。13のうち指定管理に委託しているのが8カ所です。8カ所が全部体協かスポーツクラブというところでの指定管理を受けているのが現状でございます。

それでもって、加美町が何で体協かということだと思いますけれども、先ほどもちょっと説明いたしました、やっぱりあの財団のほうから3,000万円をもらって利用率を120%上げろという条件で3,000万円もらっています。となると、やっぱり何かの手法でこの20%をやっぱり20%に特化しないとしても、利用率を上げなくちゃいけない理由、根拠、そういうのが求

められております。

その中で、本来はB&G海洋センターに関しては、随時貸し出しできるセンターというところが本来の目的であって、現状は宮崎の教育委員会にB&Gの指導員を配置して、常時いない施設なんです。誰も。今現在中新田高校と中新田中学校が借りておりますけれども、それも合鍵での管理ということになっています。我々が行ってあけたり閉めたりしているわけではございません。セキュリティー上は、大変ちょっとまずかったのかなと私は思っています。

それではなくて、まず利用率も上げるため、また、そういう体制の変更、あとは体協に限っては、そういうスポーツ団体を21団体抱えているということ、あとなおかつ、カヌー協会がいるということでの理由で、一応選定委員会のほうにはお話をさせていただいております。

あと、総括責任者というところですが、責任者に関しては、この人件費に関しては、2.5人を一応考えております。1人は事務員、1人は指導員、あと0.5に関しては総括の責任者、常勤ではなくて非常勤ということで考えおります。週2日か3日来ていただいて、管理をしていただくということで考えしております。

人材に関しては、まだ決めてはございません。今のところ体協のほうで探しているということでございます。

あと、カヌーに特化しないという施設にしたいというのは、今現在の多目的ホールから比べますと2.5倍ぐらいの大きいホールになります。そこでやれる可能な講座とか、そういったものをやればなと思っていますので、あとは公園を利用したり、そういった方向での利用をちょっと考えておりますので、この間9月にやりましたリバーサイドフェスティバル、300から400人ぐらいのお客様がお見えになりました。ほとんど仙台の方々です。障がい者がちょっと何パーセントいたか、かなりの方々に来ております。ぜひもう一回やりたいという方が大分おりました。初めてだと思います。そのぐらいの障がい者の方々があそこに集まったというのは。まして、カヌーを体験したいという行列を見たのは私国体からずっと携わっていますが、初めて見ました。

そういう方々がまだまだいるというのがちょっとわかっただけでももっともっと普及しているのかなというところで、カヌー以外にも可能なかなと思っています。

そのときのリバーサイドフェスティバルの事業内容もカヌーだけじゃなくて、ストライダーとか、あとはボッチャとか、あとは大崎の広域の協力も得まして、放水の体験とか、そういったいろいろな体験をやりました。

そういうのも可能なのかなというところでのお話でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

あと冬期間に関しては、高校に関しては、オールシーズンで練習しておりますので、そこら辺での施設管理を考えておりますので、それでご理解いただきたいと思えます。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今の話ですと、やはり今回パラリンピックのチリの事前合宿というものを誘致したおかげでそういった方々がリバーサイドフェスティバルに多く集まってきたんだろうという、その効果はあるというふうに私も思っております。

そういったものも含めて、オールシーズン常勤の職員を置くということであれば、さまざまなことをやはり考えて、事業化していかなければいけないというふうに思いますし、我々も体育協会の傘下にある各協会もしっかり協力体制をとっていかなければならないんだろうというふうに思っております。

もう一つ、今回体育協会が指定管理者ということになりますと、今現在体育協会の事務所があそこの小野田の公民館のほうにあると思うんですが、こちらの対応といいますか、所在はどのようになりますか。

○議長（工藤清悦君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

今現在体協事務、体協、スポーツ少の事務所として、小野田のコミュニティセンターをお借りしてやらせていただいております。

それに関しては、こちらの事務所はなくして、B&Gの事務所を拠点ということで考えております。

ただ、この指定管理料の中には体協の事務の経費は入ってございません。町で現在事務員補助金といたしまして106万円ほど出しています。足りない不足分は体協、スポ少で出し合って、300万円という人件費を出して、今運営しておりますけれども、町の106万円に関しては、この指定管理が受託されればなしということになります。

ただ、スポ少、体協の事務経費はございませんので、それは体協、スポ少で捻出して、あそこで雇うにしろ、その中でやるにしろ、やっていただくということになります。

今現在平成30年度決算で102万円ぐらいずつの出費で出しております。ただ、人件費が200万円ぐらいで多分やられるのかなとは思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 前に町長からナオライの席上だったと思うんですけども、地方創生で買ったカヌーの利用者が低迷していると。今度こっち側にこのことを言っていたと思うんですけども、この艇庫の中にやくらいから下げて、ここで貸し出しすることの考えだったんですかね。それでいいんですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一部は、全てではないのですが、一部はそういった方向で今話し合いをしております。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） それで質問するんですけども、一部が半分か3分の2持ってくるんだかどうか分からないんですけども、やくらいの艇庫は建ててまだ間もないですよ。1年、2年程度ですよ。それで、こっち側に一部といいながら、まず一部なんていうもんじゃなく多分持ってくると思うんですけども、自転車が入っているはずですよ。そうしますと、何のためにあの建物を建てたのかなと、ちょっと疑問湧いたものですから、明快なる回答をもらえれば、これ以上質問しません。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 地方創生の関係交付金で建てたものでありますけれども、全て持ってくるわけではございません。先ほど申し上げたように、一部、どのくらいの割合になるかはわかりませんが、当然やくらいでも貸し出しを、借りている方もいらっしゃいますから、当然貸し出しを続けると。一部は、こちらのほうにも持ってくるというふうに考えております。

このやくらいでの自転車、カヌーを活用したアウトドアの取り組みというのは、まさにこれからだと思っております。やはり、環境の整備は行われたわけですが、これを活用したアウトドアのプログラムですね。メニュー、こういったことの開発はこれからですので、ぜひそういった中でもやくらいでも貸し出しを続けて、カヌーも活用していただくというふうな方向になるだろうというふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第120号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B&G海洋セン

ター)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第120号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B&G海洋センター）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）

- 議長（工藤清悦君） 日程第13、議案第121号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第121号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町障害者自立支援センターの指定管理者として社会福祉法人大崎誠心会を令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

社会福祉法人大崎誠心会は、大崎市古川小野に事務所を置き、特別養護老人ホーム寿楽苑や障害福祉サービスパステルあやめなどを数多く経営し、大崎市を中心に障がい者や高齢者に対し多様な福祉サービスを提供している社会福祉法人であります。

当該施設は、令和2年3月31日で指定期間が満了となりますが、本町においては、そのノウハウを生かし、平成19年4月から同施設の指定管理者として管理運営をしているところであり、これまでの実績と経験により、社会福祉法人大崎誠心会が引き続き管理運営を行うことが最善と判断し、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として引き続き選定したものです。

11月22日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により指定管理者選定委員会を開催し、審議をいたしました。

社会福祉法人大崎誠心会より提出されました申請内容につきまして、条例に定める基準に基づき審査をいたしました結果、申請者が引き続き当該施設の管理を行うことが安定したサービスの提供とより効果的な施設管理運営ができるものと判断し、当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案の資料として、当該施設や指定管理者の概要、収支計算計画、収支計画書等を配付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この加美町障害者自立支援センターの指定管理を大崎誠心会が担うことになるかと思うんですが、この場所は従来どおりの場所でいいのでしょうか。

それから、事業の範囲と違ってここにありますが、上記に生活介護就労継続支援短期入所とあって、その下に上記に付随する業務という、ここに関連して質問したいんですが、先日重症心身障害児のデイサービスを見学しました。鳴瀬地区の前ゆずりはとかあったところの後にできた場所だったんですが、そこで保護者の意見を聞いて、やっとうこういう場所ができてすごくうれしい。今までは支援学校終わって行くところが全然なかったり、支援学校に行ってる間も保護者が送り迎えをして、家に連れて帰ってきていたけれども、重症心身障害者のデイサービスができて、本当にありがたいし、うれしいというお話を聞きました。

そういったことにも関連していくのかどうか。ここはNPO法人の形をとっていくというふうなお話でしたけれども、そういったことにも連携していくのかどうか。確認をしたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

この障害者自立支援センターにつきましては、位置、あとこの内容、これについては、引き続き今までどおりということによろしいかと思っております。

その他の古巣の事業ということではあるんですけれども、一般的にこの福祉、多機能型サービス事業としての安定した施設運営ということですので、この障害者福祉に関する、できることいろいろなことをやりますよという、大ざっぱな話で申しわけないんですけれども、重度の障がいをお持ちの方が通所するサービス、最初はそこから始まるんでしょうけれども、そこから就労へ向けた訓練と、こういった運営につなげていくということで、その方々、障がいの程度に、状況に応じたサービスを提供していくということですので、今後もそういった支援を続けていって、事業所を運営していくというようなことになろうかと思っております。

答えになっていたかわかりませんが、すみません。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） そこに入所というか、通っていらっしゃるお子さんは4人ぐらいしかその時点ではいらっしゃらなかったんですが、そこに来ている保護者は支援学校の同じ学校に通っているPTAの人たちが大ざっぱに言えば立ち上げた施設というふうに、それに協力した人たちが事務職員だったり介護士さんだったり看護師さんだったりというふうな、必要な業務をしている方たちがいるという施設でした。

町としても重症心身障害児が通うところがないということが最大の悩みなので、町としてもそういったところに何とか支援をしていただけないものなのかどうか。ぜひ見に来てほしいというふうに言われて、この間行ってきたばかりなんですけど、何かその子どもたちが就労ができるようになるかどうかというのは、とてもその時点では何とも言えないような、大変な状況でしたけれども、保護者の人たちはぜひ町の支援をお願いしたいし、自分たちが相談に行く場所としてもその自立支援センターという、そういうところがその機能を有しているのかどうかも伺いたいというお話でしたので、今ここでぜひそういうようなことに関して、お考えがありましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今この加美町障害者自立支援センター、利用者につきましては、就労継続支援B型で加美町から22名、生活介護で11名、合計で33名と、あとそのほか大崎市ですとか、色麻町からも見られています。

重度の方、重度の障がい児の方となりますと、なかなかその受け入れ先がないというのは、そういう声はございます。

今の大崎市の、ちょっと名前ど忘れしてしまいましたけれども、その重症心身障害児を受け入れる施設ございましたね。あの三峰荘の近くですね、あそこで今受け入れを行っているというような状況です。

町内にそういった施設をとという声もございます。そちらにつきましては、町としましては、その必要性ですとか、重要性というのはわかっているんですけども、なかなかその事業所の方が入ってきていただけないというような状況もございます。そういった部分で、機会があるごとに町のほうの障害福祉系のほうでその設置ですとか、そういった部分どうですかねというような話はしているんですけども、なかなか進まないということもありますけれども、今後も引き続きそういった形で、町内設置するのがいいのか、さらには、その障がいであっても利用しやすい形態ですとか、そういったものについて検討していくということが

必要なだろうと思っておりますので、そういった部分継続していきたいというふうに思います。

○議長（工藤清悦君） いいですか。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第121号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第121号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）

○議長（工藤清悦君） 日程第14、議案第122号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第122号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町土づくりセンター、小野田薬菜原放牧場、小野田下台野放牧場、小野田天ヶ岡放牧場の指定管理者として一般社団法人加美町畜産公社を令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

加美町土づくりセンターは、畜産環境の整備と資源循環型農業の拠点施設として平成21年に設置し、当初から指定管理者として管理運営を行ってまいりました。

また、小野田薬菜原放牧場、小野田下台野放牧場、小野田天ヶ岡放牧場の加美町営放牧場は、畜産農家の経営負担軽減と規模拡大、担い手の高齢化対策などの畜産振興を目的に国の公共放牧場整備事業を活用し整備した施設で、平成27年に肉用牛舎の完成に伴い、加美町畜産公社を指定管理者として管理運営を行ってまいりました。

加美町土づくりセンターほか3施設は、令和2年3月31日で指定管理が満了となりますが、一般社団法人加美町畜産振興公社を町が出資している法人であることから、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として引き続き選定したものです。

なお、指定管理の選定につきましては、前議案同様に、11月22日に指定管理者選定委員会を開催し、提出されました申請内容について条例の定める基準に基づき審査をいたしました。その結果、土づくりセンター事業と町営放牧場との連携及び一体的な管理運営により効率化と経費削減が図られ、安定したサービスの提供と効果的な施設管理運営ができるものと判断し、当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案の資料として当該施設の指定管理者の概要、収支計画書等を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 小野田薬菜原放牧場についてお伺いをいたします。

概要を見せていただきますと、それぞれ5年間、トータル収支については変わらないんですけれども、したがって、指定管理委託料も変わらないということです。

ただ、その内容について見ますと、人件費と修繕費が変わってきております。5年計画ですので、これらについてどういった根拠に基づいてこういった内容になっておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

まず、人件費についてですけれども、人件費の1年目、令和2年度の人件費につきましては、令和元年度の事業計画に基づく人件費の金額、それを参考にして1,532万円を設定しております。

令和元年度のその人件費につきましては、放牧場、1,501万2,000円の事業計画になっておりましたので、それが令和2年度におきましては1,532万円という金額を設定しております。

そして、その後給料改定を年2%を見込んでおまして、毎年2%の上積みをやっております。その金額が平成6年度までのこの単価に、金額になっております。

そして、修繕費につきましては、基本的に指定管理者、その金額を5年間変えないで算定していただきたいという、畜産公社との協議によりまして、できればそのようにお願いをしたいということで、その分修繕費が年間徐々に下がっていくという金額設定になっております。

ただ、平成30年度と令和元年度の単価を見ますと、平成30年度の修繕費が約220万円、令和元年度の修繕費が210万円ということで、その平均が約165万円という金額になります。そして、修繕費、令和2年度から令和6年度までの修繕費の合計が719万円になっておりまして、年間約143万8,000円ということで、平成30年度と令和元年度の平均値とほぼ近い数字になっておりますので、この程度の修繕費があれば可能だという、可能だろうということで、この収支を組んでいただいたというものです。以上です。

○議長（工藤清悦君） 15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） あの建物は、説明にありましたとおり、平成27年度の建物ですから、そう古くはないですし、普通修繕費ですとだんだん出ていくのが、増額になっていくのが普通だと思うんですけども、何か私は総額の確保のためかなと、ちょっと思ってしまったんですけども、今お話聞きますと、やはり指定管理料を変えないでというような要望があったということで、それはその中でずっと修繕費を計画的にやっていく、使っていくということで理解しました。

それと、説明の中にもありましたけれども、今和牛の肉は非常に高い評価をいただいております。ですから、繁殖ももう何年も高値安定ということで、ずっと意欲を持っている方がかなりおりまして、この施設の役割は非常に大きいですし、これは長年かけてやってきて200頭規模に今運営しているわけなんですけれども、先ほど一般質問の中で、町長頭数述べられました。その頭数については、ちょっと前と変わらないと思うんですよね。200頭規模が約140頭規模でいいんでしょうかね。それらの、いわゆる農家の本音を言いますと、本当に不安な人は牛をあそこには預けないですね。

ですから、私は預かり頭数気にするのは、1つの評価のバロメーターだと思っておりますので、ひとつここでお伺いしたいのは、今約140頭、200頭規模の施設がそのくらいで運営されている。前は、これが適正規模なんだというようなお話もいただきましたけれども、改めてどう評価されていますか。

それから、何年か前からですけども、あそこにサフォークおりますよね。羊。あれは観光用ですか。それとも繁殖用ですか。肉用ですか。

本当は、あその施設の使用目的にはないと思いますけれども、そして、サフォークの所要

者は、預かりですか。あれ町の所有になっていますか。その点を聞きたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1週間ほど前にお伺いしましてお話を聞いてきましたけれども、肉用牛150頭規模であります、適正頭数は120ぐらいだというふうに言っておりました。

また、乳用牛のほうですね、50頭規模でありますけれども、多いときは50頭超えていたときもあるんですけれども、今は三十数頭、大体それくらいか40頭ぐらいが適正なんだろうというふうに思っております。

また、羊でありますけれども、ヤギもいるんですけれども、もともと観光牧場という構想がこの構想の中にはありますものですから、そういったことも視野に入れながら、試験的に数頭、私が行ったときには羊が3頭でしょうかね。4頭ですかね。親1頭と、あと子どもが3頭ですか。4頭おりました。現在は、幼稚園など、羊の毛を刈ったり、そういったデモンストラーションしたりというふうなことなども行っているようでございます。

ですから、そういったことを視野に入れての試験的なものだというふうに理解しております。ヤギについては、2頭行ったときにはおりました。

そんなところで私理解しているところはそんなところでございます。

○議長（工藤清悦君） 下山さんいいですか。農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 羊、そういったものはどこの所有かということですがけれども、ちょっと後で確認をさせていただいてご返答差し上げたいと思います。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第122号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第122号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時55分まで。

午後 2 時 4 0 分 休憩

午後 2 時 5 5 分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 1 5 議案第 1 2 3 号 令和元年度加美町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（工藤清悦君） 日程第15、議案第123号令和元年度加美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第123号令和元年度加美町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

このたびの予算は、台風19号により被災した施設の災害復旧費など、既定予算に歳入歳出それぞれ 2 億 5, 281 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 139 億 7, 270 万 5, 000 円とする補正予算のほか、債務負担行為の追加及び地方債の追加、変更を行うものです。

歳入の主なものについては、国庫支出金として公共土木施設災害復旧費負担金 4, 220 万円増、県支出金として強い農業担い手づくり総合支援交付金 1, 500 万円減、農業施設災害復旧費補助金 6, 736 万 7, 000 円増、林業施設災害復旧費補助金 2, 075 万円増、町債として農業施設災害復旧事業債 4, 430 万円増、林業施設災害復旧事業債 2, 140 万円増、公共土木施設災害復旧事業債 3, 210 万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金 899 万 5, 000 円増、民生費では、災害等廃棄物処理委託料 297 万円増、農林水産費では、強い農業担い手づくり総合支援交付金 1, 500 万円減、災害復旧費では農業施設災害復旧事業債 1 億 2, 790 万円増、林業施設災害復旧事業債 3, 764 万 6, 000 円増、土木施設災害復旧事業費 6, 810 万円増などのほか、人事異動による人件費の整理及び人事院勧告に伴う職員人事費の増額を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8 番伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 最初に、県支出金の委託金、学ぶ土台づくり市町村支援モデル事業委託金が計上されていますが、ちょっと勉強不足ですみませんが、これは何との関連で委託金と

して計上されているのかお伺いします。

それから、全ページですよ。農林水産業費、農業振興費、ここも委託料ですが、わさび栽培施設管理業務委託料がわずかな金額ではありますが補正となっています。関連して、ワサビ委託先の状況、従業員数とか障がい者の雇用などはどうなっているのか。それから、販売及び販路拡大の状況はお伺いします。

それから、教育費、積立金若鮎給付型奨学金基金が計上されていますが、積立金の補正に至った理由について。

それから、年度末の受給者の状況はどのようになっているのか。今後の見通しは等についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、歳入でございます。第10款県支出金の学ぶ土台づくり市町村支援モデル事業委託金でございます。本事業につきましては、幼小連携事業として県から指定を受けて、今年度取り組んでいる事業でございます。この補助金、委託金でございますが、幼小連携事業の中でアプローチスタートカリキュラムというものを作成する予定でございます。その必要経費として県のほうから10万円委託、支出金ということで交付されるものでございます。

それから、21ページ、積立金の若鮎給付型奨学金の基金100万円でございますが、今回歳入のほうにも計上してございますが、寄附をいただいたものをそのまま基金に積み立てをするというものでございます。

なお、この若鮎給付型奨学金基金でございますけれども、これまで篤志家等々の寄附によりまして合計2,538万6,000円ほど基金としてこれまで運用してきたものでございます。本年度末でもって2,004万円の支出をする予定でございます。今年度指定をいたしました方お二人でございます。その方が来年度、それから令和3年度まで支給を受けるという予定になってございます。来年度以降約240万円ほど支給をいたします。基金からこれらを引きますと、残高としましては約294万円ほどの残ということになってございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

管理業務委託料4万7,000円ですけれども、これは消費税改定に伴います半期分250万円に対する消費税増税分が4万7,000円ということになっております。

それと、ワサビの従業員数等につきましては、従業員数が6名ということになっております。

それと、現在の状況につきましては、自らワサビのワサビみそとか、あと宮城学院女子大とコラボしたワサビのササかまぼこ等の新商品を開発いたしまして、現在販路拡大に取り組んでいるという、そういう状況でございます。

障がい者の数につきましては、現在資料ございませんので、後で回答させていただきます。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 学ぶ土台づくりの件についてですが、幼小連携ということでアプローチスタートカリキュラムを作成するという、これは各こども園等々で作成するものなのかどうか確認したいと思います。

それから、若鮎給付型奨学金なんですけど、これからもこの原資というのは寄附に頼っていくのかどうかを確認したいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

アプローチスタートカリキュラムにつきましては、教育委員会のほうで作成をするという予定にしております。

それから、若鮎給付型奨学金の原資の件でございますが、これまでも事あるごとに一般質問等々でご質問がございましたとおり、原資につきましては、現在町長部局ともいろいろ相談をさせていただいているところで、まだ結論には至っていないという状況でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 14ページの障害者福祉費の中で扶助費、心身障害者医療費が500万円減で、障害児通所施設給付費が500万円増、これの関連というのがあるのかどうか。

それから、次のページの前年度障害者自立支援介護と給付費負担金返還金500万5,000円、これの内容をお願いします。

それから、17ページの労働諸費、補助金で新規学卒者雇用奨励金240万円計上されていますが、これは新規なのか、4月の新規なのか、それとも途中からの新規ということなのか。どこの企業であるか、もし教えていただけるのであればお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

扶助費になります。心身障害者医療費につきまして、これ500万円の減ということですが、これにつきましては、これまでの実績から今後このぐらいは減るというような見込みに基づいて今回下げているものです。

その下の障害児通所施設給付費につきましては、これも直近3カ月の実績から算出しておるわけですが、こちらはふえた要因としましては、放課後デイのほうに2名増になったというふうなことがあります。ふえた、このぐらいふえるだろうという見込みで今回補正をしているものです。

その下、前年度育成医療給付負担金返還金ということで、これにつきましては、前年度に関するものでして、前年度の見込みと実績の差額分を足りなくなったのでこの分返還するというような内容でございます。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長です。

新規学卒者雇用奨励金についてご説明申し上げます。

まず、この補助金につきましては、今年度新たに採用された職員につきまして支給される、雇用していただく事業所様に支給する補助金でございます。

支給の要件なんですけど、7月1日以前に雇用していただいて、6カ月以上継続して雇用を続けていると。なおかつ、加美町に在住している従業員さん、そういった方を採用していただいた事業所様が対象になります。

1人当たり30万円ということの補助金でございます。

当初で20名の600万円を当初予算で計上しておりましたが、今のところ28名対象者がいるという状況でございます。8名分を今回補正をさせていただくということでございます。

あと、詳しい企業名はちょっとこの場では差し控えたいと思いますが、事業所数で言いますと15社が対象になるということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君）　1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君）　その補助金についてなんですけど、採用は新規ですから、やはり4月1日からの採用が対象ということだと思うんですけども、その時点で企業からの申請というものが出されるのですか。それとも定住している方ということもあると思いますけれども、その辺の申請方法というのはどのようになっているのでしょうか。

5カ月、7月までということであれば、途中でやめてしまう者に対しては対象外になるわけですから、その辺の申請の仕組みというのはどういうふうになっていますか。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長です。

先ほど申し上げましたように、雇用の基準日となるのが7月1日でございますので、事業所

様から7月1日から7月31日の間に新規学卒者の雇用届というものを提出をしていただきまして、今年度の対象見込みの方を把握してございます。

6カ月以上雇用が継続しているということが条件になりますので、1月1日現在を過ぎて継続して雇用されているというのをもって確定といいますか、1月1日です。ちょうど7月1日から1月1日、6カ月ですね。その間継続して雇用していただいているということで、条件を満たすということになりますが、そこで決定ということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） この制度を町内の企業が全て把握していると思うんですけども、わからない企業というのがもしかしてあるのかなと、今ちょっと思ったんですが、どんなものでしょうか。それはこちらから、町からアプローチするものなのか、そのままわからなければこの補助制度利用しないで採用している企業というのはもしかしたらあるのかなというふうに思うんですけども、その辺の調査というのはされるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

ほとんどのというか、全事業所に通知といいますかお知らせはしているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、7月1日の基準日のときに提出の依頼をお出ししていますので、そのときに漏れなく通知を差し上げているということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 歳入の9ページですが、国庫支出金、堆積稲わら処理に係る国庫補助金150万円、多分歳出のほうが勝手な思いなんですが、P27の農業施設災害復旧費補助金として災害復旧事業に係る地区補助金150万円、これと同じなんでしょうか。まずそれをお聞きしたい。そこから始めたいと思うんですが。

あと、P20の消防費の4目災害対策費、時間外759万円、多分これは台風19号によっての時間外だと思うんですが、時間外勤務手当が723万円、管理職の特別手当が36万円、それぞれ職員数何人がかかわってこの時間外が支給されているのか。その2点お聞きします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

9ページの汚染稲わら処理に係る国庫補助金150万円、それと27ページの災害復旧事業に係

る地区助成金、これは同一のものといえますか、国庫補助金で受けまして、各地区に補助金として交付するものです。以上です。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長です。

時間外勤務手当でございますが、一般職169名と管理職33名、合わせまして202名となっております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） まずもって、時間外の関係ですが、職員数が280おりますよね。そして、多分配備関係は、全招集かかったんじゃないかという思いはしているんですが、今見ますと169、管理職が33ということですが、それ以外の方については、都合により災害の業務につかなかったのかどうか。その辺まずお聞きします。

あと、補助金の地区補助金150万円ということですが、これは地区ということは、行政区に支給されるのか。あわせまして、面積はどのくらいを要し、この地区補助金については、どの稲わらの処分の経費、多分いろいろ人件費とか機械借りるの、いろいろあると思うんですが、その辺のもし明細がわかりましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長でございます。

一般職員、あと管理職員202名、299名の職員のうち202名しか勤務しなかったということでございますが、各施設、あとは保育所、幼稚園、こども園等の職員の方が全職員ちょっと対応していないというか、自宅のほうで待機していただいていたという部分もありますので、この人数になっております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

まず、補助金の交付の対象地区ということですが、6行政区を予定しております、1つが四日市場宿、四日市場沖、下新田上、下狼塚、雑式ノ目、平柳の6行政区を予定しております。

補助金の交付目的ということになりますが、補助金につきましては、水田に堆積をした稲わら、それを仮の集積場、そちらまで収集運搬した経費、その部分に対して補助金を交付するものです。

それと、金額の根拠につきましては、おおむねではありますけれども、1行政区50立米程度、

6行政区合わせて300立米、1立米当たり5,000円として計上しているものであります。

面積につきましては、冠水面積ということになると思いますが、実際に現地を見た際には大分水も引いておりまして、詳細な調査ができないということもありません。おおむね1行政区3ヘクタールということで面積を算定しているというものであります。以上です。（発言あり）

補助金の受け入れにつきましては、基本的に行政区で受けていただくと。そのように考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 行政区で受けるということは、行政区の口座に補助金として入ると。そして、補助金ですから、補助金を申請し、実勢関係まで、その辺も事務処理をやるということなんでしょうか。まず1点ね。

あと、最後だから、先ほど言った202名の関係なんですけど、各施設の方々は、台風19号には業務として従事しなかったということなんですけど、それは防災計画に基づいたもので、職員の配置をしたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 行政区に対する補助金ということで、こちら予定しておりますけれども、その受け入れをしていただく、そういった手続につきましては、今後進める上で、行政区長さんなりにいろいろとご相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 防災計画のほうには全職員と書いておりまして、ただ、括弧書きで従事免除者という形で表記されております。

今回の災害につきまして、土日ございました。全職員本来は出るべきとは考えますが、各施設の管理者等、あと係長とは出ておりまして、支障はないと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第123号令和元年度加美町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第123号令和元年度加美町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第124号 令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

○議長（工藤清悦君） 日程第16、議案第124号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第124号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ433万円を追加し、歳入歳出それぞれ26億7,270万2,000円とする補正予算のほか、債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入については、県支出金として保険事業に係る特別交付金400万円増、繰入金として一般会計繰入金55万円増であります。

歳出の主なものについては、県支出金として普通交付金132万円増、繰入金として出産育児繰入金196万円増などであります。

歳出の主なものについては、出産育児一時金の増額などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第124号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第124号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第125号 令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

○議長（工藤清悦君） 日程第17、議案第125号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第125号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の2億7,073万1,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、総務費において高齢者医療制度に係る補助金の返還金を追加し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第125号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第125号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第126号 令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第18、議案第126号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第126号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ127万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ32億1,401万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護保険システム改修補助金279万8,000円増、繰入金として事務費繰入金470万5,000円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費において高額介護サービス費317万8,000円増などのほか、職員人件費の増額を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第126号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第126号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第127号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算
（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第19、議案第127号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第127号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の665万4,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。内容は、総務費において職員人件費を増額し、予備費を減額するもの

であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第127号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の採決
を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第127号令和元年度加美郡介護認
定審査会特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第128号 令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第20、議案第128号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第128号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億7,029万
1,000円とする補正予算であります。

歳入については、諸収入で38万8,000円を増額するものであります。

歳出については、施設管理費として各浄化センターの管理経費を増額するほか、職員人件費
の組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第128号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第128号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第129号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第21、議案第129号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第129号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,247万9,000円とする補正予算であります。

歳入については、諸収入で46万4,000円を増額し、歳出については浄化槽管理費において施設修繕料の増額などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第129号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第129号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第130号 令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第22、議案第130号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第130号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出の総額を補正前と同額の5億4,020万円とする補正予算で、収益的支出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、総係費において職員人件費の組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第130号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第130号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

農林課長より発言の申し出がありますので、それを許可いたします。農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

一般会計補正予算で質問のありましたわさび栽培施設の障がい者雇用人数につきましては、2名、パートであります。

2点目、加美町土づくりセンターほかの指定管理者で質問のありましたヤギ、あと羊については、畜産公社の所有となっております。以上です。

日程第23 議発第3号 「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書について

○議長（工藤清悦君） 日程第23、議発第3号「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（武田守義君） 事務局長です。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書

少子高齢化が急速に進展する中、政府においては、課題解決とさらなる経済成長を実現するため、規制改革を積極的に推進している。その上で、地域における公共交通サービスの確保・維持していくため、自家用車により有償で旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」など、多様な移動ニーズに応える新たな公共交通サービスの実現についても幅広く議論を進めているところである。

一方、高齢者、障がい者等の交通弱者にとって、通院・買い物など、地域での日常生活を送るために公共交通機関はなくてはならない移動手段である。その中で、タクシー事業は、利用者の個々の移動ニーズに柔軟に対応するとともに、地元自治体の要望を踏まえた乗り合いタクシー等を展開しており、本町においても地域住民の貴重な移動手段として重要な役割を果たしている。

これらの公共交通サービスは、利用者の減少やニーズの多様化、過疎地域でのサービスの存続など、さまざまな課題に直面しており、タクシー業界においてもユニバーサルデザインタクシーの充実や過疎地域における乗り合いタクシーの運行など、課題解消に向けた取り組みを進めている。

現在検討されている「ライドシェア」については、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに自家用車の運転手だけが運送責任を負う形態を前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全確保、利用者の保護等の観点から課題が多い。

よって、国においては、「ライドシェア」の導入に対して地域交通の実情や関係団体等の意見を踏まえながら、慎重にタクシー事業や路線バス、鉄道を含めた地域公共交通政策全体を考えて検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

宮城県加美町議会議長 工藤清悦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（規制担当） 宛て

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 本件について趣旨説明を求めます。早坂伊佐雄君、ご登壇願います。

〔3番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○3番（早坂伊佐雄君） 「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

全国的に少子高齢化が急速に進展する中、政府においては、課題解決とさらなる経済成長を実現するため、規制改革を積極的に推進しており、多様な移動ニーズに応える新たな公共交通サービスの実現に向けて、自家用車により有償な旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」についても幅広く議論が進められているところであります。

しかしながら、現在検討されている「ライドシェア」については、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに自家用車の運転手だけが運送責任を負う形態を前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全確保、利用者の保護等の観点から課題が多いものと思われまます。

よって、「ライドシェア」の導入に対して地域交通の実情や関係団体等の意見も踏まえながら、慎重にタクシー事業や路線バス、鉄道を含めた地域公共交通政策全体を考えて検討を行うよう、国や関係行政、官庁に対して意見書を提出するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号「ライドシェア」導入に対して慎重な意見を求める意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第24 議員派遣の件について

○議長（工藤清悦君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣については資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第25 閉会中の継続調査について

○議長（工藤清悦君） 日程第25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長早坂忠幸君より「健全で持続可能な財政運営と政策課題について」「安全で快適に暮らせる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長沼田雄哉君より「幼児・学校教育及び生涯教育の環境整備について」「保健・医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より「農林、商工及び観光に関する振興策について」「地場産業・伝統産業の育成策について」、議会広報常任委員会委員長高橋聡輔君より「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長早坂伊佐雄君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「議会改革、議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長

早坂忠幸君より「筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月18日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和元年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後3時49分 閉会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月13日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 三浦又英

署名議員 伊藤由子